

高槻市教育・保育施設 ご利用の手引き

令和7年9月9日 改訂版

※変更等があれば随時市ホームページにてお知らせしていますので、
市ホームページのご確認もお願いします。

郵送でのお申し込みも可能です



はにたん
高槻市
マスコットキャラクター

高槻市子ども未来部
保育幼稚園事業課

高槻市桃園町2番1号 総合センター7階

Tel：072-674-7692

Fax：072-675-8648

《目 次》

ページ	タイトル
3	《市立認定こども園配置計画（令和7～11年度）のお知らせ》 市立保育所・幼稚園の認定こども園化スケジュール（～令和10年度）
4	市立保育所・幼稚園は認定こども園へ
5	《子ども・子育て支援新制度、認可施設、認定（1～3号）について》 子ども・子育て支援新制度について 認可施設について 教育・保育給付認定（1号・2号・3号）について
8	《認可施設（1号）等の概要（認可保育施設（2・3号）を除く）》 各施設の概要 及び 令和7年5月～令和8年3月の入園申込スケジュール 令和8年4月入園の申込スケジュール
9	《認可保育施設（2・3号）の申込～入園までの流れ》
12	《提出書類について（認定申請・利用申込・利用者負担額の算定など）》 ※各種手続きのオンライン化スケジュール（予定）について
17	《入所選考（利用調整）・点数について》 入所選考（利用調整）について（採点の仕方・内定が出る順番など） 認定こども園（教育[1号]・保育[2・3号]両方の定員設定のある施設）を希望する方へ 小規模保育事業等を希望する方へ ＜卒園時の4月選考について＞
19	高槻市 保育の利用選考基準（点数表） ※令和7年度分 及び 令和8年度分
23	【重要】内定取り消しについて 【重要】内定辞退について
24	【重要】転所・転園内定の辞退はできません 【重要】利用選考基準（点数）等の変更について（令和8年4月入所選考～）
25	兄弟姉妹の同時入所・転所申請について（きょうだい条件の設定） ・きょうだい入所条件ガイド ・注意事項（重要）／内定パターン一覧
27	《教育施設 及び 保育施設・事業所等について》 ・園マップ（施設地図）及び、各教育施設・保育施設・事業所等の情報提供資料の 市ホームページ QR コード 幼稚園等での教育を希望される方（1号認定）が利用可能な施設一覧 ・幼稚園、認定こども園1号の一覧 ・（参考）私立幼稚園の一覧
29	保育の利用を希望される方（2・3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ・保育所、認定こども園2・3号の一覧 ・（参考）企業主導型保育施設の一覧
31	保育の利用を希望される方（3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ・小規模保育事業所、事業所内事業所の一覧

ページ	タイトル
33	※小規模保育事業等の卒園後の進路について
34	※（公立）市立保育所・認定こども園 時間外保育（延長保育）のご案内
35	【重要】入所後に新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合について
37	保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ
38	《認可保育施設の利用者負担額（保育料等）について》 1. 利用者負担額（保育料等）について 2. 利用者負担額（保育料等）の支払方法について 3. 【3～5 歳児】給食費における副食費減免について 4. 【0～2 歳児】利用者負担額（保育料）の算定基準について 5. 保護者年間所得が合計 48 万円未満で、祖父母等と同居されている方へ 6. 多子世帯の負担軽減制度について（第 2 子：半額免除、第 3 子以降：全額免除） 7. 利用者負担額（保育料等）の減免・減額について
	《その他の保育サービスについて》
41	公立幼稚園（芥川幼稚園・西大冠幼稚園）の就労支援型預かり保育のご案内
42	幼児バスによる送迎のご案内 ※城内町⇄三箇牧認定こども園等
43	高槻認定こども園分室（年度利用保育）のご案内 ※城内町
45	高槻認定こども園 休日・一時預かり保育室のご案内 ※八丁畷町
46	《よくいただくお問い合わせについて（Q&A）》
52	《保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項【重要】》
裏表紙	高槻市ホームページ 保育幼稚園関連QRコード&検索ID集

＜令和7年度 クラス年齢について＞ ※令和8年4月入所以降は、下記に1歳を足してください。

クラス	生年月日		
5 歳児	平成 31 年 4 月 2 日	～	令和 2 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2 年 4 月 2 日	～	令和 3 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3 年 4 月 2 日	～	令和 4 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 4 年 4 月 2 日	～	令和 5 年 4 月 1 日
1 歳児	令和 5 年 4 月 2 日	～	令和 6 年 4 月 1 日
0 歳児	令和 6 年 4 月 2 日	～	

《市立認定こども園配置計画（令和7～11年度）のお知らせ》

市立保育所・幼稚園の認定こども園化スケジュール（～令和10年度）

高槻市立認可保育施設（保育所・幼稚園）は、下記スケジュールにて認定こども園化（一部民営化）される予定です（[次ページ](#)の『市立保育所・幼稚園は認定こども園へ』もご確認ください）。

現施設	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
芥川幼稚園	3歳児クラス（1号）を新設 （預かり保育無し）	（公立）たかつき 芥川認定こども園 【3～5 歳】	※各認定こども園の 名称は仮称です	
郡家幼稚園	（統合）	（公立）阿武野 認定こども園 【3～5 歳】		
土室幼稚園				
阿武野幼稚園	3歳児クラス（1号）を新設 （預かり保育無し）			
北清水幼稚園	3歳児クラス（1号）を新設 （預かり保育無し）		（公立）北清水 認定こども園 【3～5 歳】	
高槻幼稚園	3歳児クラス（1号）を新設 （預かり保育無し）	（統合）	（公立）松原 認定こども園 【3～5 歳】	
松原幼稚園				
磐手保育所			【民間】磐手 認定こども園 【0～5 歳】	
川西保育所				（公立）川西 認定こども園 【0～5 歳】
北昭和台保育所				（公立）北昭和台 認定こども園 【0～5 歳】
阿武野保育所				【民間】阿武野 認定こども園 【0～5 歳】
津之江幼稚園	3歳児クラス（1号）を新設 （預かり保育無し）			（統合）
五百住幼稚園				（公立）五百住 認定こども園 【3～5 歳】
玉川幼稚園				→ 廃園
誕生日	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
H31.4.2 ～ R2.4.1	5歳児	—	—	—
R2.4.2 ～ R3.4.1	4歳児	5歳児	—	—
R3.4.2 ～ R4.4.1	3歳児	4歳児	5歳児	—
R4.4.2 ～ R5.4.1	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
R5.4.2 ～ R6.4.1	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
R6.4.2 ～ R7.4.1	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児
R7.4.2～	0歳児	0歳児	1歳児	2歳児

市立保育所・幼稚園は認定こども園へ

桜台認定こども園でのようす



高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針（平成28年9月）

- ◇ 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ◇ 公立施設を地域の核として整理・集約
- ◇ 民間の積極的な活用
- ◇ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保



令和6年6月策定

第3次高槻市立認定こども園配置計画（令和7年度～令和11年度）

1. 公立幼稚園5園における3年保育（1号認定）の実施

- 阿武野、芥川、松原、五百住、北清水の各幼稚園において、令和7年度から1号子どもの3年保育を実施

1号の預かり保育は予定していません
（芥川幼稚園の就労支援型預かり保育は継続されます）

2. 公立保育所及び公立幼稚園の認定こども園化

- 公立幼稚園10園と公立保育所4か所を、7つの公立認定こども園と2つの民間認定こども園へ移行

令和7年度公立施設 幼稚園14、保育所8、認定こども園4	➡	令和11年度公立施設(予定) 幼稚園4、保育所4、認定こども園11
---------------------------------	---	--------------------------------------

3. その他公立施設の民営化計画の検討

- 榎田幼稚園を除く公立幼稚園3園と公立保育所4園を、令和12年度以降に4つの民間認定こども園へ移行する検討を実施

令和11年度公立施設(予定) 幼稚園4、保育所4、認定こども園11	➡	令和15年度公立施設(予定) 幼稚園1(榎田)、保育所0、認定こども園11
--------------------------------------	---	--

移行スケジュール

区域	園の名称	移行時期
第1	阿武野認定こども園（3歳～5歳児）	令和8年4月に郡家幼稚園・土室幼稚園を統合して阿武野幼稚園舎で認定こども園化
	(仮称)川西認定こども園（0歳～5歳児）	令和10年4月に川西保育所を認定こども園化
	[民間](仮称)阿武野認定こども園（0歳～5歳児）	令和10年4月に阿武野保育所を民間認定こども園化
第2	高槻認定こども園（0歳～5歳児）	※平成31年4月から運営
	たかつき芥川認定こども園（3歳～5歳児）	令和8年4月に芥川幼稚園を認定こども園化 ※芥川町4丁目にある芥川認定こども園とは別の施設です。
	(仮称)北清水認定こども園（3歳～5歳児）	令和9年4月に北清水幼稚園を認定こども園化
	[民間](仮称)磐手認定こども園（0歳～5歳児）	令和9年4月に磐手保育所を民間認定こども園化
第3	(仮称)北昭和台認定こども園（0歳～5歳児）	令和10年4月に北昭和台保育所を認定こども園化
	(仮称)五百住認定こども園（3歳～5歳児）	令和10年4月に津之江幼稚園・玉川幼稚園を統合して五百住幼稚園舎で認定こども園化
	[民間](仮称)如是認定こども園（0歳～5歳児）	令和12年度以降、如是保育所を民間認定こども園化
	[民間](仮称)芝生認定こども園（0歳～5歳児）	令和12年度以降、芝生幼稚園・芝生保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
第4	桜台認定こども園（0歳～5歳児）	※平成24年4月から運営
	(仮称)松原認定こども園（3歳～5歳児）	令和9年4月に高槻幼稚園を統合して松原幼稚園舎で認定こども園化
	[民間](仮称)大塚認定こども園（0歳～5歳児）	令和12年度以降、南大冠幼稚園・大塚保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
	[民間](仮称)春日認定こども園（0歳～5歳児）	令和12年度以降、西大冠幼稚園・春日保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
第5	五領認定こども園（0歳～5歳児）	※令和2年4月から運営
第6	三箇牧認定こども園（3歳～5歳児）	※令和2年4月から運営

別々の施設です

(注)上記スケジュールは変更となる可能性もあります。



《子ども・子育て支援新制度、認可施設、認定（１～３号）について》

子ども・子育て支援新制度について

平成２７年から、幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援などについて、量の拡大・質の向上を進めていくため「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。当制度に基づき、施設（幼稚園・保育所・認定こども園など）・事業（地域型保育事業（※）など）を利用するにあたっては、保育を必要とする要件（事由）の有無に応じた「教育・保育給付認定（１・２・３号）」を受けていただくこととなります。

※「地域型保育事業」とは小規模保育事業所および事業所内保育事業所（地域枠）のことです。本手引きにおいて「地域型保育事業」のことを「小規模保育事業所等」と記載している箇所があります。

認可施設について

認可施設へは、市にて教育・保育給付認定（１・２・３号）を受けた上で、入園・入所いただきます。

- ※ １号が定員超過の場合、抽選などにより入園者が決定します。
- ※ ２・３号は入所選考（利用調整）にて内定となった場合に入園・入所が可能となります。
- ※ 医療的ケアの提供を希望される場合等において、施設の受入環境が整うまで、ご利用をお待ちいただく場合があります。

１．認可施設一覧

利用を希望する施設によって、申込先や認定区分が異なります。詳しくは下表をご覧ください。

施設	対象クラス（※１）	概要	申込先	契約先	認定
幼稚園	３～５歳児 （一部の公立は４～５歳児）	教育の基礎をつくる幼児期教育を目的とする（一般的な教育標準時間は１日４時間程度）	民間 →各施設 公立 →保育幼稚園事業課 （４月一斉申込時のみ各施設）※２	各施設（公立は市）	１号
保育所	０～５歳児	就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う施設。	保育幼稚園事業課	市	２号 ３号
認定こども園	０～５歳児 ※教育は３～５歳児	保育機能と幼稚園機能を合わせ持つ施設。 ●保育：就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う。 ●教育：教育の基礎をつくる幼児期教育を目的とする（一般的な教育標準時間は１日４時間程度）。	保育（２・３号） →保育幼稚園事業課 教育（１号） →各施設または保育幼稚園事業課（※３）	各施設（公立は市）	保育 →２号 ３号 教育 →１号
小規模保育事業所	０～２歳児	就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う事業。 定員が９～１９名と小規模で、２歳児クラスまでが対象。	保育幼稚園事業課	各施設	３号 （※４）
事業所内保育事業所（地域枠）	０～２歳児	事業主が従業員のお子さまを保育するために設けている施設にて、従業員のお子さまと地域のお子さまと一緒に保育する事業。２歳児クラスまでが対象。			

※１：対象クラスの範囲（年齢）は、施設により異なる場合があります（満３歳クラスがある等）。

※２：たかつき芥川認定こども園は、芥川幼稚園へお申込みください。阿武野認定こども園は、阿武野幼稚園へお申込みください。

※３：民間認定こども園１号は各施設へ直接お申込みください。公立認定こども園１号については、４月一斉申込のみ各施設へ直接、４月随時募集及び５～翌３月入園は保育幼稚園事業課までお申込みください。

※４：小規模保育事業所等は２歳児クラスまでですが、２歳児クラス在籍中の３歳誕生日前日～卒園までは２号認定になります。

教育・保育給付認定（１号・２号・３号）について

1. 認定について

認可施設・事業（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等など）の利用を希望する場合、「教育・保育給付認定」の申請が必要となります。認定には3つの区分（１号・２号・３号）があります。

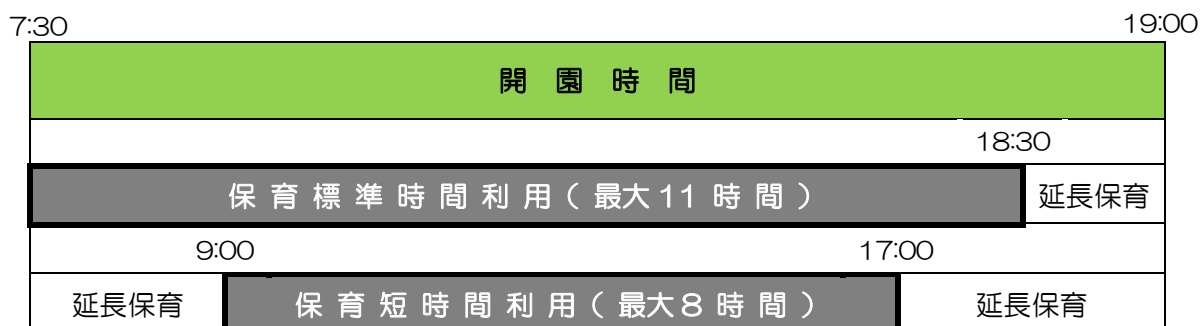
認定区分・年齢		保育の必要性	対象認可保育施設・事業
教育認定	１号 (満３歳以上)	なし	認定こども園（教育部分）、幼稚園 ※教育標準時間は１日４時間程度
保育認定	２号 (満３歳以上)	あり (就労要件など)	認定こども園（保育部分）、保育所
	３号 (満３歳未満)	あり (就労要件など)	認定こども園（保育部分）、保育所、 小規模保育事業所等（※）

※小規模保育事業所等は２歳児クラスまでですが、２歳児クラス在籍中の３歳誕生日前日～卒園までは２号認定になります。

2. 保育認定（２号・３号）の保育必要量（標準時間・短時間）・延長保育について

保育必要量とは、１日に保育施設等を利用することができる最大時間のことで、標準時間（１日最大１１時間利用可能）・短時間（１日最大８時間利用可能）の２種類があります。また、延長保育（時間外保育）を利用する場合は、それ以上の利用も可能です。

【保育必要量と延長保育利用のイメージ図（開園時間は施設によって異なります）】



- ※ 開園時間、保育標準時間・保育短時間の時間帯、延長保育（時間外保育）の時間帯・金額は施設によって異なります。
- ※ 公立保育所・公立認定こども園について、入園後に新生児出産に伴う利用継続を利用の場合、「９：００～１７：００」のみの利用となります（34 ページ参照）。
- ※ 公立保育所・公立認定こども園の延長保育（時間外保育）については、34 ページを参照してください。
- ※ 民間保育施設の延長保育内容（時間帯・料金など）については、各保育施設へ直接お問い合わせいただくか、市ホームページの情報提供資料をご確認ください（裏表紙にQRコードあり）

3. 各認定の必要要件（保育要件）について

- 1号は、満3歳～5歳であれば、どなたでも申請可能（就労などの要件は不要）。
2号・3号は、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する必要があります。

要件（事由）		認定の有効期限	保育必要量
就労	1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合。	左の状況が継続すると見込まれる期間	標準／短 (※1)
就学	就学（職業訓練学校含む）している場合 (※2)	卒業（修了）予定日が属する月の末日まで	標準／短 (※1)
妊娠 出産	出産予定日6週間前（多胎児の場合14週前）から産後8週間経過後の翌日が属する月末まで ※妊娠・出産要件にて入所（転所）された方は、育児休業等取得に伴う利用継続をご利用いただくことはできません（35ページ下部の留意事項1.参照）。	重要 他要件（「就労」等）で申請されている方も、申請月が左記期間に該当する場合は、自動的に「妊娠・出産」で認定・入所選考（採点）されます。 ※「産後休業直後の復帰・復学に関する申立書（14ページ参照）」を提出した場合を除く	標準時間
病気 障がい	疾病もしくは負傷している場合。または、精神もしくは身体に障がいがある場合	左の状況が継続すると見込まれる期間	短時間 (※3)
介護 看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	左の状況が継続すると見込まれる期間	短時間 (※3)
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	2ヶ月を経過する日の月末まで ※申込中は2ヶ月毎の再申請が必要 ※入園後、2ヶ月以内に他要件（就労等）に変更しなければ退園いただく可能性があります。	短時間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	標準時間
育児休業 （在園児に限る）	すでに認可保育施設（2・3号）を利用している児童の保護者が、新生児（下の子）の出産に伴って育児休業等を取得する場合（35～36ページ参照） ※上記以外に育児休業等を取得しながら認可保育施設（2・3号）に通うことは出来ません（上記以外は、職場復帰が必須となります）。	育児休業対象児童（下の子）が1歳に達する日の属する月末まで。 ※ただし、育児休業対象児童（下の子）が1歳に達する日の属する月末まで育児休業を取得し、認可保育施設（2・3号）の利用申込みを行い待機となった場合、育児休業対象児童（下の子）が2歳に達する日の属する年度末まで延長が可能です。	短時間
その他	その他、保育が必要な状況にあると市長が認める場合	保護者の状況による	保護者の 状況による

- ※1：週30時間以上の就労（就学）の場合は標準時間。週30時間未満の就労（就学）の場合は短時間。ただし、通勤（通学）時間を含めることで週30時間以上となる場合、申し出があれば標準時間に認定可能です。
- ※2：「就学」で認定可能な学校は、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に限られます。
- ※3：入院（入院証明書の提出要）等、特に保育の必要度合いが高いと認められる場合に標準時間に認定可能ですので、必要とされる場合は、保育幼稚園事業課までご相談ください。

《認可施設（１号）等の概要（認可保育施設（２・３号）を除く）》

各施設の概要 及び 令和７年５月～令和８年３月の入園申込スケジュール

認可保育施設（２・３号）以外の教育・保育施設の一部についての概要・申込スケジュールを、下記にご案内します。

※認可保育施設（２・３号）の入園までの流れについては、[次ページ](#)をご覧ください。

施設	対象クラス （※１）	申込スケジュール	申込 窓口	手引き 参照ページ
私立幼稚園 民間認定こども園１号	３歳児～ （または満３歳児～）	各施設へお問い合わせください。		２７～２８ ページ
公立幼稚園 公立認定こども園１号	４歳児～ （一部３歳児～）	１日入園：希望月の前月１日～１５日 １６日入園（※２）：希望月の前月１６日～月末 ※期日が土・日・祝の場合は前開庁日まで		２７～２８ ページ
公立幼稚園の 就労支援型預かり保育 （芥川・西大冠の２園）	３歳児～	入園希望月の前月１０日まで ※期日が土・日・祝の場合は前開庁日まで	保育 幼稚園 事業課	２７・４１ ページ
高槻認定こども園分室 （年度利用保育）	０歳児～	入園希望月の前月１０日まで ※期日が土・日・祝の場合は前開庁日まで		４３～４４ ページ
高槻認定こども園休日・ 一時預かり保育室（定期利用）	１歳児～	入園希望月の前月１０日頃 ※毎月、申込日確定しだい市 HP に掲載	保育 幼稚園 総務課	４５ ページ
企業主導型保育施設	０歳児～	各施設へお問い合わせください。		３０ ページ

※１：対象クラスは施設によって異なる場合がございます。

※２：１６日入園の場合を含め、入園希望月の１日時点で高槻市に住民票がある方が入園可能です（２日以降の住民票は入園不可）。

令和８年４月入園の申込スケジュール

施設	対象クラス（※）	申込月	大まかなスケジュールなど
私立幼稚園 私立認定こども園１号	３歳児～ （または満３歳児～）	１０月	・願書配布：９月初旬 ・申込受付：１０月初旬
公立幼稚園 公立認定こども園１号	４歳児～ （一部３歳児～）	１０月	・申込書配布：９月１日（月）～ ・申込受付：１０月１日（水）～３日（金） ・結果通知：１０月下旬（定員を上回る場合は抽選） ※随時募集：１２月８日（月）から、空き枠のある園で実施
西大冠幼稚園の 就労支援型預かり保育	３歳児～	翌２月	・申込受付：令和８年２月３日（火）～１３日（金） ・結果通知：令和８年３月中旬 ※認可保育施設２次選考のスケジュールに準じています
高槻認定こども園分室 （年度利用保育）	０歳児～	翌２月 翌３月	・Ⅰ期の申込受付：令和８年２月３日（火）～１３日（金） ・Ⅰ期の結果通知：令和８年３月中旬 ※Ⅰ期は認可保育施設２次選考のスケジュールに準じています ・Ⅱ期の申込受付：令和８年３月１８日（水）まで ・Ⅱ期の結果通知：令和８年３月下旬
高槻認定こども園休日・ 一時預かり保育室（定期利用）	１歳児～	翌３月	・申込受付：令和８年３月１２（木）・１３（金）・１６（月） ※申込初日の受付開始時点で定員を超える申し込み（来 庁）があった場合、その場で抽選を実施 ※申込先は、高槻子ども未来館（八丁畷町）
企業主導型保育施設	０歳児～		各施設へお問い合わせください。

※対象クラスは施設によって異なる場合がございます。

《認可保育施設（２・３号）の申込～入園までの流れ》

① 令和7年5月～12月入所選考（2号・3号）

令和7年5月～12月入所選考の流れは、下記のとおりです。

① 施設見学・相談

- ① 予め希望施設への見学をお勧めしています（46 ページQ&A問1 参照）。見学前に施設へご連絡（ご予約）ください。また、保育幼稚園事業課にて申込相談窓口を設けています（裏表紙参照）。

※オンライン相談窓口も設けています（裏表紙参照）。

※毎月5日頃に各施設の欠員状況を市ホームページに掲載しています。

※認可保育施設の情報をホームページに掲載しています（裏表紙参照）。

※お子様の個別の事情（アレルギー対応・医療的ケア・発達支援が必要など）により、内定となっても、施設の受入環境が整うまで利用をお待ちいただく場合がございますので、予め、全ての希望施設へ受入可能かご確認いただきますようお願いいたします。

※幼稚園、認定こども園1号、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）など、その他の教育・保育施設や事業について、認可保育施設（2・3号）の申込みと平行して、お申込みいただくことが可能です。

※各施設・事業への申し込みについては、前ページをご覧ください、各申込窓口へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

② 申 込 み

- ② 保育幼稚園事業課窓口へ来庁もしくは郵送でお申し込みください（郵送の場合、到達確認のお電話もお願いします）。

※提出書類は、12～15 ページ参照

申込期日：利用開始希望月の前月10日まで

（土日祝の場合は前開庁日）

※期日までに書類不備・未提出書類がある場合は入所選考にかりませんのでご注意ください。

③ 入 所 選 考

- ③ 市で入所選考を行い、内定者を決定します（17～26 ページ参照）。

※待機となった場合、翌月の選考に自動継続されます（ただし、認定期間終了時、及び、5～6月頃に実施される現況届が未提出の場合は自動継続されません。46 ページQ&A問2 参照）。

※待機となった場合、通知書は郵送されません。

※待機証明書が必要な方は、入所選考後、保育幼稚園事業課まで申請ください（市ホームページから申請可能です。窓口・郵送からの申請も可能です。）

④ 入 園 内 定

（保護者→内定施設へのご連絡）

- ④ 内定された方へ内定通知を郵送します。内定通知到着後3日以内の出来るだけ早いタイミングで施設へ連絡し、入園前健診内容の確認・入園前面談の日程調整等の打合せをしてください。

※入園前健診について、内定施設によって医療機関が指定されている場合もございますので、施設への連絡時に必ず、ご確認ください。

※受入準備のため、内定施設側から保護者へ入園意思確認の電話をする場合があります。

※保育施設では、内定決定直後より入園児童の受入準備を開始します。そのため、辞退される場合は、早急に内定先施設及び保育幼稚園事業課までご連絡ください。

※転所内定の辞退はできません（24ページ参照）。

(育児休業中の方のみ)
産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出(入園月の前月末日まで)

入園月の前月末日までで、出来るだけ早急に提出してください。

※勤務先記入欄もあるため早急な対応をお願いします。

※復帰期限は入園月の月末です(入園月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。[48 ページQ & A 問 9](#) 参照)。

※復帰後の勤務時間が短時間勤務制度を利用し週30時間未満となる場合、短縮後の勤務時間にて再選考となり、内定取消しとなる場合があります([23 ページ](#)、[47 ページQ & A 問 6](#) 参照)。

⑤ 入 園 前 健 診

⑤ 必要に応じ、医療機関にて入園前健診をお受けいただきます。

⑥ 入 園 前 面 談

⑥ 内定施設で面談を行い、入園準備を進めていただきます。

⑦ 入 園 ※慣らし保育 (保育料の決定)

⑦ 慣らし保育の期間は施設・クラス年齢・児童の状況等により異なりますので、施設と調整してください。

※原則 1 日入園(0 歳児で生後 57 日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能)。

※入園後も保育が必要な理由(出産・就労など)が変更となる場合は、必ず変更手続きしてください。

※利用者負担額(保育料)は入園後に決定・通知します(入園月の中旬～下旬に、在籍施設を通じてお知らせいたします)。

(育児休業中の方のみ)
ご勤務先への職場復帰(入園月の月末まで)

入園月の月末までに職場への復帰が必要です。

※入園月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。

上記は認可保育施設の保育認定(2・3号)の流れです。教育認定(1号)については、公立園の場合は保育幼稚園事業課へ、民間園の場合は各施設へお問い合わせください。

② 令和8年1月～3月入所選考(2号・3号)

※令和7年6月入所選考以降の申込者・令和7年度現況届提出者は、再申込不要です(申込取下者を除く)。

申込期限：令和7年11月10日(月)

結果通知：令和7年12月上旬予定

※内定の場合のみ結果通知書を郵送します。待機の場合、結果通知書は郵送されません。

そ の 他：基本的には、令和7年5～12月選考と同様の流れです。

③ 令和8年4月入所選考（2号・3号）

※令和7年6月入所選考以降の申込者・令和7年度現況届提出者は、再申込不要です（申込取下者を除く）。

施設見学・相談

及び

【9月9日～10月10日】

市での入所相談

- ・事前説明会（50人規模）
- ・個別相談会（窓口）
- ・個別相談会（WEB）

※全て完全予約制（市HPより）



例年より10日間
早まっています

【10月14日～11月10日】

1次選考の一斉申込

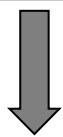
- ※全て完全予約制（市HPより）
- ※郵送申込は9月11日から受付



【令和8年1月下旬頃】

1次選考結果通知書の郵送

- ※内定・待機に関わらず申込者全員に結果通知を郵送



（待機・内定辞退の場合 ※辞退は減点あり）
（※転園内定の辞退はできません（24ページ参照））

【令和8年2月13日まで】

- ・2次選考の一斉申込
- ・その他保育サービスの申込



【令和8年3月中旬頃】

- ・2次選考結果通知書の郵送
※内定・待機に関わらず申込者全員に結果通知を郵送
- ・その他保育サービスの結果通知

予め希望施設への見学をお勧めしています（見学前に施設へお問い合わせください。46ページQ&A問1参照）。

※お子様の個別の事情（アレルギー対応・医療的ケア・発達支援が必要ななど）により、内定となっても、施設の受入環境が整うまで利用をお待ちいただく場合がございますので、予め、全ての希望施設へ受入可能かご確認いただきますようお願いいたします。

※認可保育施設（2・3号）の他、幼稚園や認定こども園1号、企業主導型保育施設なども、平行してご検討いただけます（8ページ参照）。

保育幼稚園事業課による説明会・相談会を実施（全て完全予約制）

- ・事前説明会：令和7年9月9日（火）・10日（水）
※子ども未来館（安満遺跡公園）での50人規模の説明会
- ・個別相談会（窓口）：令和7年9月11日（木）～10月10日（金）
※保育幼稚園事業課窓口（総合センター7階）での相談（最大20分）
- ・個別相談会（WEB）：令和7年9月16日（火）～10月10日（金）
※パソコン・スマホ等を使っでの相談なので、自宅等から相談可能（最大20分）

保育幼稚園事業課窓口にて一斉申込受付実施（完全予約制、最大20分）

- ※令和7年11月以降生まれは12月4日（木）まで申込可能です。
- ※選考は12月4日時点の状況に基づき採点されます（50ページQ&A問14参照）。
- ※求職活動要件での申し込みは、2次選考から対象となります。
- ※郵送の場合、到達確認のお電話をお願いします。
- ※期日までに書類不備・未提出書類がある場合は利用調整（入所選考）にかかりませんのでご注意ください。

選考結果通知書を、内定・待機に関わらず、対象者全員に郵送します。

- ※このタイミングでの待機証明書には「1次」と記載されています（通常の待機証明書は2次選考結果通知書郵送後に申請可能となります）。

（内定し、入園する場合）

内定施設へ電話連絡し、入園手続きを進めてください

- ※入園手続きに際しては、9～10ページの「④入園内定」・「⑤入園前健診」、「⑥入園前面談」、「⑦入園※慣らし保育」をご確認ください。

2次選考申込・その他保育サービス申込受付を開始（完全予約制）。

- ※その他保育サービスとは、公立幼稚園の就労支援型預かり保育、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）などです（8ページ参照）。

選考結果通知書を、内定・待機に関わらず、対象者全員に郵送通知します。

※3月下旬頃に、2次選考の繰上内定を実施予定です（50ページQ&A問15参照）

- ※待機の場合、2次選考結果通知書郵送のタイミングで待機証明書の申請が可能です（繰上内定結果を待つ必要はありません）。

2次選考待機の場合、高槻認定こども園分室（年度利用保育）Ⅱ期 及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）の申込をご検討ください（8、43～45ページ参照）。

《提出書類について（認定申請・利用申込・利用者負担額の算定など）》

※提出が必要な書類全てが揃って申込完了となり、書類不備・未提出書類がある場合は申込が完了せず、入所選考（利用調整）・給付認定は行われません。期日に余裕をもって、ご提出いただきますようお願いいたします。

※本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」より印刷可能です（一部様式なし）。

※保育幼稚園事業課まで郵送での提出も可能です（必ず、到達確認のお電話をいただきますようお願いいたします）。

1. 全ての方が必要な書類

提出書類名称	注意事項	提出
・教育・保育給付認定申請書	提出必須	☐
・保育の利用兼保育所入所等申込書 ・保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項【重要】 ・発育状況調書 ・母子健康手帳（47 ページ Q&A 問 5 参照）	保育所等の認可保育施設（2・3号）を希望する場合、 提出必須	☐

2. 高槻市へ転入予定の方 及び 令和7年1月2日以降に高槻市へ転入された方が必要な書類

提出書類名称	注意事項	提出
（高槻市に転入予定の方） ・賃貸借契約書・建物売買契約書・同居申立書など ・申込児童の健康保険証など	・高槻市への転入を証明する書類 ・申込児童の氏名・生年月日が確認できる書類	☐
（高槻市へ転入予定の方 及び 令和7年1月2日以降に高槻市へ転入された方） 令和7年度 市・府民税課税証明書 または、住民税決定通知書（※1）	・父母の合計所得が266万円以下の場合、入所選考上、加算 ・入所選考時、父母の合計所得を参照する場合あり ・入園後の利用者負担額（保育料）算定等のためにも必要（38～40 ページ参照） ※未提出の場合、最高金額（第1子の標準時間の場合で月々69,000円）となりますので、必ず提出してください。	☐

※1 令和7年1月1日時点で本市に住民票がある方は、市民税課税台帳を閲覧するため、提出は不要です（未申告の場合を除く）。

3. 保育要件書類（※父母ともにいずれかの書類が必要）

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
自営業中心者 自営業協力者 ※雇用保険や労災保険に加入していない、または、雇用契約を締結していない場合（※2）	就労証明書 ※添付必須書類あり（右参照） ※月64時間以上の就労が必須	下記①・②両方の提出が必須 ①「最新年度の確定申告書控え第一表及び第二表」 自営業開始前の場合は、開業に係る経費の支出明細等、収支状況が確認できる書類 ②「開業届」または「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」 など事業内容のわかるもの 自営業開始前の場合は、事業計画書や店舗予定地の賃貸借契約書等、自営業を開始することが分かる書類	☐
自営業協力者 ※雇用保険や労災保険に加入しており、かつ、雇用契約を締結している場合	就労証明書 ※添付必須書類あり（右参照） ※月64時間以上の就労が必須	【～令和8年3月入所選考まで】 下記①・②両方の提出が必須 ①「雇用保険被保険者証」など 雇用保険に加入（加入予定）している証明書 ②「労災保険加入証明書」など 労災保険に加入（加入予定）している証明書 ※入所選考では、雇用されている方とみなし、「就労」として勤務時間に応じて採点します。 【令和8年4月入所選考から】 下記①・②両方の提出が必須（※3） ①「最新年度の確定申告書控え第一表及び第二表」 自営業開始前の場合は、開業に係る経費の支出明細等、収支状況が確認できる書類 ②「開業届」または「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」 など事業内容のわかるもの 自営業開始前の場合は、事業計画書や店舗予定地の賃貸借契約書等、自営業を開始することが分かる書類	☐

※2 会社役員などで、雇用保険・労災保険に加入できない場合は、保育幼稚園事業課までご相談ください。

※3 すでに雇用保険被保険者証及び労災保険加入証明書の両方を提出済みの方は、提出不要です。

3. 保育要件書類の続き（※父母ともにいずれかの書類が必要）

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
雇用されている方 （会社員・公務員・パート・派遣社員）	就労証明書 ※月64時間以上の就労が必須	・就労予定の場合も本証明書 ※育児休業中の方は、本証明書に加えて「 育児休業等取得証明書 」の提出も必要	☐
内職している方	内職証明書 ※月64時間以上必須 ※平均月収2万円以上必須	・内職を請負っていることがわかる書類 ・内職の実績の支払状況がわかるもの	☐
就学している方 （職業訓練学校含む） （※4）	就学状況証明書 ※在学証明書・時間割表添付要	・在学証明書は学生証で代替可 ・就学予定の場合、合格通知書など入学することがわかる書類	☐
疾病・障がいをお持ちの方	病気・障がい状況証明書 ※整骨院・鍼灸院等除く	・該当者のみ 身体障がい者手帳4級以上、療育手帳A・B等、精神障がい者保健福祉手帳3級以上の等級が確認できるページ（コピー） ・病気の場合、医師の診断証明書	☐
同居の家族の介護・看護をしている方 （但し、申込児童本人の介護・看護を除く）	介護・看護状況証明書 及び （介護・看護を受ける方の）病気・障がい状況証明書	・介護・看護を受ける方が身体障がい手帳4級以上、療育手帳A・B等、精神障がい者保健福祉手帳3級以上をお持ちの場合は手帳（コピー） ・母子通園の場合、付き添い児童の在園証明	☐
仕事を探している方	求職活動申立書	・求職活動中の要件で認可保育施設を利用できるのは2ヶ月まで ・入所申込時は2ヶ月ごとに再申請が必要	☐
産前・産後の期間にある方（産後8週まで） （※5）	母子健康手帳 ※指定様式なし（持参ください）	・郵送申込の場合、母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（コピー）を提出	☐
災害の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※指定様式なし	—	☐
すでに認可保育施設（2・3号）を利用している児童の保護者で、新生児（下の子）の出産に伴って育児休業等を取得する方（ 35～36ページ 参照） ※上記以外に育児休業等を取得しながら認可保育施設（2・3号）に通うことは出来ません（上記以外は、職場復帰が必須となります）。		（提出書類名称（3点）） ・教育保育給付認定申請書 ・保育の利用継続申請書（※在籍園の施設長・事業主の意見欄あり） ・育児休業等取得証明書（※雇用主（勤務先）記入欄あり） ※脚注「 ※5 」も確認ください。	☐

※4 対象となる学校は、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に限られます。

※5 産前産後休業中または育児休業中の方は、職場復帰が決定した際に「産後休暇・育児休業等復帰証明書」の提出が必要です。

4. その他、利用申込時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
きょうだい一緒に申込される方	兄弟姉妹入所条件書	内定パターンを選択の上、提出 ※25～26 ページ参照	☐
育児休業を取得している方	育児休業等取得証明書	育児休業中は保育の利用ができません（認可保育施設（2・3号）在園中に、新生児の出産に伴って、育児休業等を取得された場合を除く）。そのため、育児休業中に内定になられた場合、入園月月末までの職場復帰が必須条件となります	☐
育児休業中のため他の児童を優先的に選考して構わない方 ※入所選考において、減点（▲100点）を許容できる方	育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書	・入所選考上、減点（▲100点） ・入所選考にて待機となった場合に待機証明書の発行が可能 ※次ページ下部の『【お知らせ】ハローワークの育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて』もご確認ください	☐
出産（18点）ではなく、就労・就学での入所選考（採点）を希望される場合	・産後休業直後の復職に関する申立書（または、産後休業直後の復学に関する申立書） ・新生児の母子手帳	・入所選考において、就労・就学要件で採点（週40時間で30点） ・産休明け加点对象（2点×クラス年齢）。 ※産後休業直後の職場復帰が必須	☐
育児休業に伴い退園または1号認定に変更した後、再申込みする場合（詳細 35～36 ページ）	育児休業に伴う退園・1号認定変更証明書	入所選考上、加点（本人に加え、下の子も加点の対象）	☐
申込児童が常時保育、または一時預かり等を利用している場合（一日4時間以上） ※24 ページもご確認ください	常時保育・一時預かり等利用証明書	入所選考上、加点 ※私立幼稚園、企業主導型保育施設、認可保育施設の預かり保育利用などについても、当書類の提出あれば加点の対象 ※未提出の場合は、加点对象外 ※育児休業中は提出されても加点对象外	☐
申込児童の直系親族（保護者以外・65歳未満）と同居されている方	同居者の保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書など） ※直系親族以外は不要	提出がない場合、入所選考において、減点（▲2点）になります	☐
単身赴任している方（する予定の方）（※6・※7）	住民票（単身赴任先に住所変更されたもの）、または、賃貸借契約書（単身赴任先の居住地が記載されたもの）など	左記の住民票または賃貸借契約書などが未提出の場合、就労証明書（国標準様式）の単身赴任期間欄に記載されていても、入所選考上、加点对象外	☐
ひとり親世帯の方	児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍謄本（省略なしの内容）、離婚受理証（親権記載の内容）	いずれか一通のコピー	☐
離婚調停（係争）中の方	事件係属証明書又は呼出状	裁判所受付印があるもの、または裁判所発行のもの	☐

※6 加点对象期間は、入所希望月が「就労証明書」に記載された単身赴任期間内である場合に限りします。

例）令和8年4月入所選考の場合、単身赴任期間が「～令和8年3月31日まで」であれば、期間外のため加点されません。

※7 単身赴任先の住所が本市近隣市町である等の場合、勤務先法人へ内容確認（聴取）する場合があります。また、審査の上、加点对象外となる場合があります。

4. その他、利用申込時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）の続き

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
生活保護を受給されている方	生活保護受給証	—	☐
生計を主として維持する者（※8）が失業している場合（※原則、自己都合による退職等を除く）	雇用保険受給資格者証等	生計を主として維持する者の場合のみ、入所選考上、加点	☐
申込児童または同居家族が障がい者手帳を有しているか特別児童扶養手当を受給している場合	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給がわかるもの	• いずれかのコピー • 利用者負担額（保育料）算定等のため ※福祉世帯として算定等します（38～40 ページ参照） • 申込児童が該当する場合のみ、入所選考上、加点	☐
保育士等の資格を有し、認可保育施設等で勤務している（予定含む）場合（37 ページ・51 ページ Q&A 問 17 参照）	保育士等加点にかかる同意書 各資格を証する書類	• 月 120 時間（週 30 時間）以上 • 勤務・勤務予定の場合のみ入所選考上、加点	☐
現在の在籍施設から他施設への転所（転園）を希望される方	• 転所申請書 • 発育状況調書 • 母子健康手帳（47 ページ Q&A 問 5 参照）	転所内定後、現在籍施設への退園届の提出が必要（退園届は市 HP に掲載していません。現在籍施設からお受け取りください） ※転所内定を辞退し、在籍施設に戻ることはできません（24 ページ参照）	☐
希望園変更、きょうだい条件変更、申込取下、育休減点（▲100 点）期間変更を希望される方	保育の利用申込内容変更申請書		☐
里親の方	里親委託証明書	• 入所選考上、加点 ※児童が実子の場合を除く	☐
市民税未申告の方	（市民税課にて申告の上）市・府民税課税証明書または住民税決定通知書	• 父母の合計所得が 266 万円以下の場合、入所選考上、加点 • 入所選考にて同点時、父母の合計所得を参照する場合あり • 入園後の利用者負担額（保育料）算定等のため（38～40 ページ参照） ※未提出の場合、最高金額（第 1 子の標準時間の場合で月々 69,000 円）となりますので、必ず提出してください。	☐

※8 生計を主として維持する者とは、利用者負担額算定の基礎となる年度の所得金額が、父母等（家計の主宰者含む）の中で最も高い者のことです（例：令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月：令和 7 年度の所得金額）。

【お知らせ】ハローワークの育児休業給付金の支給期間延長手続きについて

育児休業給付金の支給期間の延長には、育児休業に係る子ども（新生児）が 1 歳に達する月に保育所等の入所選考で待機となるなどの要件がございますが、令和 7 年 4 月より、要件の追加がありました。その内容の一部としては、

要件① 自宅から片道 30 分以上要する施設のみ希望となっていない（通勤経路の途中等を除く）

要件② 入所保留（待機）となることを希望する旨の意思表示をしていない

などとなります。（要件追加についてのご質問は、ハローワーク・労働局へお問い合わせください。）

つきましては、入所申込にあたっては、希望保育施設の設定にご注意ください。

なお、入所選考にてマイナス 100 点となる『育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書』は、あくまで「他児童を優先的に選考して構わない」旨の意思表示であり、欠員等で入所可能な場合は内定となるため、入所保留（待機）となることを希望する旨の意思表示には該当しません（当申立書提出後も、上記要件②を満たしたままの状態が継続されます）。

※各種手続きのオンライン化スケジュール（予定）について

現在、利用者の利便性向上のため、各種手続きにつき、窓口への来庁・郵送に加え、市の簡易電子申込システムを使った、オンラインでの申請が可能となるよう準備を進めています。

下記に、現状におけるオンライン化のスケジュール（予定）をご案内いたします。

すでにオンライン対応済み

すでに下記手続きについてはオンライン対応済みですので、必要に応じてご活用ください。



QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

令和7年中にオンライン化予定

下記手続きについて、今年中にオンラインでの手続きを開始する予定です。

① 入所希望施設・希望順位の変更

※ 希望施設の追加・変更・削除や、希望順位の変更がオンラインで申請可能となります。

② きょうだい条件（あ〜く、イ〜ク）の変更

※ きょうだい条件についての詳細は、25〜26 ページを参照ください。

③ 育児休業可能期間（▲100点期間）の終了時期の変更

※ 育児休業可能期間（▲100点期間）の詳細は、14 ページ「育児休業中のため他の児童を優先的に選考して構わない方」欄及び 15 ページ「【お知らせ】ハローワークの育児休業給付金の支給期間延長手続きについて」を参照ください。

④ 入所申し込みの取り下げ

※ 入所申し込みの取り下げに加え、ご希望の場合、選考再開月の設定も可能です。

令和8年度中に入所申し込み手続き（2・3号）のオンライン化を予定

来年度中（令和8年度中）に、認可保育施設（2・3号）の入所申し込み手続きについて、オンライン化を開始する予定です。これにより、『教育・保育給付認定申請書』・『保育の利用兼保育所入所等申込書』や保育要件書類の提出など、入所申し込みに必要な手続きが、オンラインにて可能となります。

また、公立幼稚園・公立認定こども園1号の年度途中の入園申し込みについても、オンライン化を検討しています（4月一斉入園申し込みを除く）。

《入所選考（利用調整）・点数について》

入所選考（利用調整）について

入所選考は、保育の必要性の認定を受けた方について、「保育の利用選考基準」（19～22 ページ）に基づき行われます。（本手引きにおいて、入所選考について選考・利用調整と記載している箇所があります。）

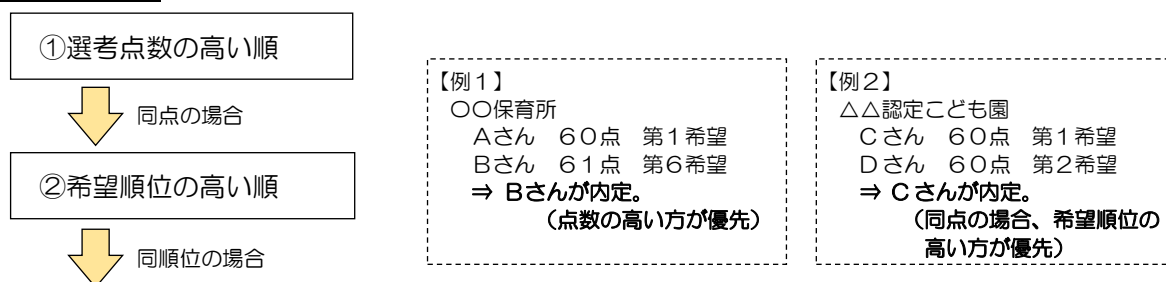
入所選考の方法は、保育の必要な度合いを保護者・事由に応じた基本点数と、世帯や児童の状況などに応じて加点・減点する調整点数を合算し、その合計点数の高い方から優先順位を決定します。合計点数が同じ場合は、保育施設の希望順位などにより優先順位を決定します（20・22 ページの下部参照）。

入所選考内定後、保育施設・事業者と利用契約を交わすことで、入所・入園が確定します。

採点の仕方（基礎点＋調整点）

保護者基本点数の合計 (R7 年度：19 ページ参照) (R8 年度：21 ページ参照)	+	該当する調整点数の合計 (R7 年度：20 ページ参照) (R8 年度：22 ページ参照)	=	合計点数にて 入所選考を実施
--	---	---	---	-------------------

内定が出る順番



点数も希望順位も同じ場合は、

- ③兄弟姉妹が希望保育施設に入所している方を優先
- ④1号認定利用施設で利用（予定）がない方を優先
- ⑤世帯の合計所得の低い方を優先（※課税情報が確認できない場合、不利となります）

の順で優先順位を決定（20・22 ページの下部にも記載）。

複数の希望施設で内定ができる点数等の場合

希望順位の最も高い施設のみが内定となり、それ以外の希望施設は内定となりません（他の児童が内定となります）。

※複数施設が内定となり、そこから入園先を選んでいただくものではありません。

【例3】
Eさん 70点
第1希望 内定圏内
第2希望 内定圏内
第3希望 内定圏内
⇒ 第1希望のみが内定。
(第2・第3は他児童が内定)

認定こども園（教育〔1号〕・保育〔2・3号〕両方の定員設定のある施設）を希望する方へ

保育〔2・3号〕は、市窓口に申し込みいただき、入所選考を経て、内定が決まります。

教育〔1号〕は、民間施設の場合は各施設へ直接お申し込みください。公立施設の場合は保育幼稚園事業課へお申し込みください（ただし、翌年度4月入園は各公立施設でのお申込みとなります）。※8 ページ参照

入園後に認定区分の変更を希望する場合、それぞれ次のような手続きが必要になります。

① 1号認定 ⇒ 2号認定へ変更を希望する場合

1号で入園後に2号への変更を希望される場合は、市の入所選考を経ていただくことになるため、市窓口への申し込みが必要です。入所選考時は、優先的に利用ができるよう加点（＋150点）がつきます。ただし、施設の受け入れに限りがあるため、入所選考時にすでに受入上限一杯である場合などにおいて、認定区分の変更をお受けできないことがありますので、予めご了承ください。

※申込の流れについては9～11 ページを、必要書類については12～15 ページをご参照ください。

※申込締切日（選考基準日）時点で満3歳児クラスに在籍している児童（年度途中で3歳に達した児童）は、加点対象とはなりません。

② 2号認定 ⇒ 1号認定へ変更を希望する場合

施設にご相談の上、下記2点を提出してください（期限：変更希望月の前月末日（土日祝はその前日））

- 「退園（異動）届」→ 在籍施設へ
- 「教育・保育給付認定申請書」→ 市窓口（保育幼稚園事業課）へ

小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を希望する方へ ＜卒園時の4月選考について＞

小規模保育事業所等は0～2歳児までの保育となるため、2歳児クラス在籍時に、翌年度以降（3歳児クラス以降）の入所申込をいただき、再度、市の入所選考を経ていただくことになります。

申込手続き・入所選考の種類・小規模等在籍児童のメリット（優先枠・優遇加点）等は、下記のとおりです。

- 申込時期：2歳児クラスの10月上旬ごろ
- 申込窓口：在籍されている小規模保育事業・事業所内保育事業所（※従業員枠は対象外）
※在籍施設への申込後、希望施設の変更などあれば、保育幼稚園事業課窓口にて手続き可能です。
※事業所内保育事業所は、地域枠での在籍児のみが対象です（従業員枠は対象外）。
- 選考種類：①優先受入枠選考、②一般枠選考の2種類
※両選考は併願可能です。ただし、優先受入枠選考にて内定が決定した時点で内定先が確定し、一般枠選考は実施されませんので、ご注意ください。
※保育要件が「求職活動」の方は、優先受入枠のみが対象となります（優先受入枠にて待機の場合は、一般枠の2次選考に進んでいただくことになります）。
- 選考結果：両選考の結果は、翌年2月初旬ごろに、同じタイミングで郵送通知されます。（そのため、優先受入枠選考の結果を待って、一般枠選考の希望施設を変更すること等はできません。）

＜2種類の小規模等卒園児向け入所選考の内容詳細＞

① 優先受入枠選考（連携施設・公立保育所等を希望）

小規模保育事業等を卒園される児童のみを対象とした選考です。

※ この優先受入枠の利用調整は、②一般枠選考に先立って実施されます。

※ 本利用調整において内定が決定した時点で内定先が確定し、②一般枠選考は実施されません。

※ 連携施設（優先受入枠）は31～32ページを参照してください。

※ 連携施設（優先受入枠）の有無に関わらず、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園の優先受入枠へ申込が可能です（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。33ページ参照。

※ 事業所内保育事業所は、地域枠の在籍児のみが対象です（従業員枠は対象外）。

② 一般枠選考（優先枠選考で待機となった場合、及び、一般枠選考のみを申し込んだ場合）

小規模保育事業所等の卒園児については、一般枠選考及び2次選考以降の利用調整において加点（＋8点）されます。

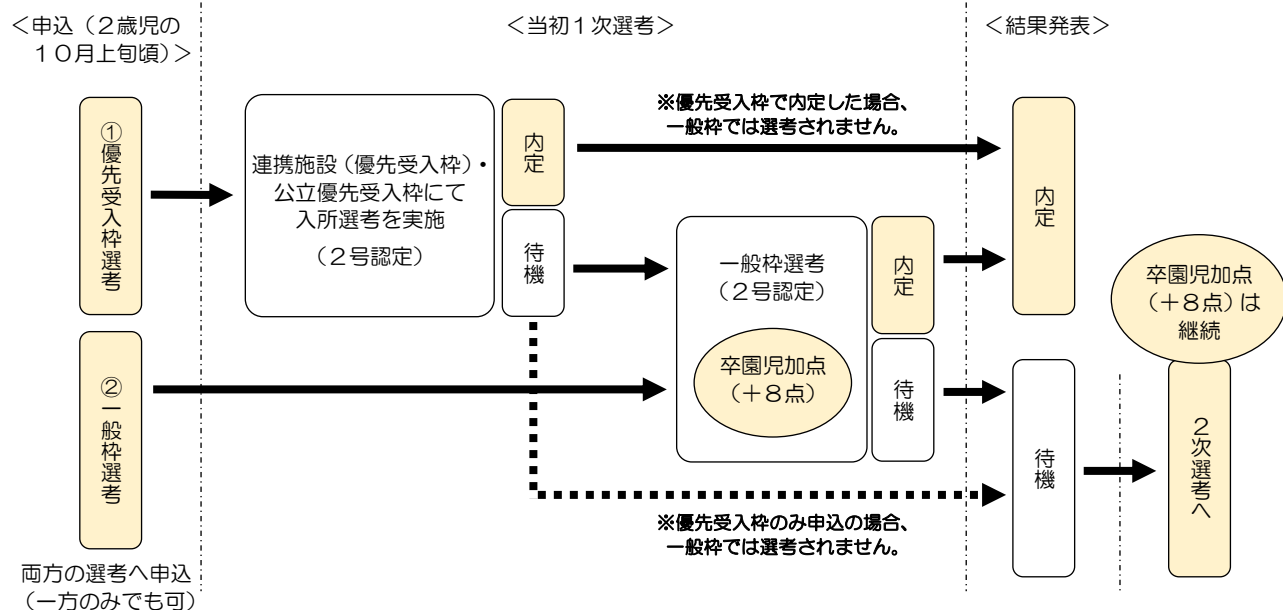
※ 事業所内保育事業所は、地域枠の在籍児のみが加点（＋8点）の対象です（従業員枠は対象外）。

※ 認可保育施設に入園された場合、その後の申込（転所申請等）に本加点（＋8点）は付きません。

＜その他施設（幼稚園・認定こども園1号・企業主導型保育事業等）を希望される場合＞

公立・私立幼稚園、認定こども園1号、企業主導型保育事業所等の募集要項に応じて、期日までに直接施設へ（公立の場合は市へ）申し込みください。※8、27～28、30ページ参照

小規模保育事業所等卒園時の当初選考（4月選考）の流れ



その他施設（公立・私立幼稚園、認定こども園1号、企業主導型保育事業所等）をご希望される場合は、別途お申込みください。

【令和7年度】高槻市 保育の利用選考基準（～令和8年3月入所選考まで）

基 本 点 数 （A・B） ※保護者いずれもの該当する区分の要件書類の提出が必要です。					
	大区分	中区分	小区分	父	母
1	就労・就学（職業訓練学校含む）	就労・就学	月160時間（週40時間）以上	30	30
			月140時間（週35時間）以上	27	27
			月120時間（週30時間）以上	24	24
			月96時間（週24時間）以上	21	21
			月64時間（週16時間）以上 ※週3日かつ4時間／日を満たす	18	18
			月64時間（週16時間）以上 ※週3日かつ4時間／日を満たさない	16	16
		就労予定・就学予定	月160時間（週40時間）以上	24	24
			月140時間（週35時間）以上	21	21
			月120時間（週30時間）以上	18	18
			月96時間（週24時間）以上	15	15
			月64時間（週16時間）以上 ※週3日かつ4時間／日を満たす	12	12
			月64時間（週16時間）以上 ※週3日かつ4時間／日を満たさない	10	10
		自営中心者		30	30
		自営協力者	販売等接客	24	24
			経理事務等	21	21
		個人事業主（訪問販売、外交員、美容部員など業務委託を含む）		21	21
		内職	平均月収2万円以上	13	13
2	出産	出産の前後	産前6週間（多胎児14週間）～産後8週間	18	18
3	病気障害	保護者の入院		30	30
		自宅療養	常時安静	24	24
			軽度の家事	18	18
		視覚・聴覚・言語障害の手帳1・2級/精神手帳1級		33	33
		上記以外の身障手帳1・2級/療育手帳A/精神手帳2級		24	24
		身障手帳3・4級/療育手帳B/精神手帳3級		18	18
4	看護等	入院付き添い	常時介護	24	24
			その他	18	18
		自宅介護	常時介護の付き添い	27	27
			その他	18	18
		通園	保護者同伴（申込児以外の子が対象。週3日以上かつ1日4時間以上かつ月64時間以上）	30	30
			その他	24	24
5	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧のため		30	30
6	求職中			8	8

ご本人以外の点数については、個人情報保護の観点より非公表としておりますので、予めご了承ください。

＜次ページに続く＞

調 整 点 数 （C・D） ※条件に合致していても、必要書類の提出が無い場合は加点の対象外となります。					
内 容			父	母	
加 点 ・ 減 点 （ C ）	自営業で確定申告を専従者（103万以上）で申告している場合			+3	+3
	保護者が入所月中に産休・育休を終了し職場復帰する場合 ※雇用契約の継続必要 ※保育の実施対象は産後57日目から			+2×クラス年齢	
	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できる（『育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書』を提出している場合に限る）			▲100	
	常時保育施設に預けている（1日あたり4時間以上、週4日以上）※育児休業期間除く			+4	
	一時保育に預けている（1日あたり4時間以上、週3日以下）※育児休業期間除く			+2	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ※原則、自己都合による退職等を除く			+10	
	申込児童が、障がい者手帳を有している又は特別児童扶養手当を受給している			+4	
	申込児童が、里親によって養育されている場合 ※里親の実子を除く			+3	
	保育料等を3ヶ月分以上滞納している			▲10	
	同居の者（65歳未満の直系親族に限る）が保育を行うことが可能な場合			▲2	
	辞退	市内認可保育施設の入所内定を辞退した場合（申請取下し再度新規申請した場合も減点は引き継ぐ）※当該年度中		▲3	
	待機	1年(12ヶ月)経過後に加点 ※求職・育休の場合、及び内定辞退・申込取下時はリセット（0ヶ月から再カウント）		+2×待機年数	
	単身赴任 ※単身赴任先居住地の 住民票等が必要		保護者が、海外で単身赴任している場合	+5	
			保護者が、国内で単身赴任している場合	+3	
	生活保護受給世帯		ひとり親世帯及び それに準ずる世帯（注1）	就労・就学・求職要件での申込時	+40
			上記以外の世帯	就労・就学・求職要件での申込時	+10
	ひとり親世帯及び それに準ずる世帯（注1）		就労・就学・求職要件での申込時		+35
			就労・就学・求職要件以外での申込時		+33
	合計所得が右記以下（注2）		192万円以下（注3）		+4
			266万円以下（注3）		+2
	産休・育休に 伴う退園		退園した児童本人が再入所申し込みする時 ※原則雇用契約の継続必要		+12
			退園した児童の兄弟姉妹が申し込みする時 ※原則雇用契約の継続必要		+3×クラス年齢
	転所・転園希望 ※他市町村からの 転入予定者を除く		認可保育所又は認可認定こども園等に入所中である場合		▲6
			小規模保育事業、事業所内保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)を利用中である場合		▲2
加 点 （ D ）	兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に在籍している場合 ※第1希望の保育施設に対してのみ加点			+2	
	多胎児（双子等）が同時に申込をする場合（別園申込可、1人増えるごとに1点加算）			+2	
	1号認定こどもとして認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合			+150	
	地域型保育事業の卒園児童が当該連携施設を希望する場合（当初1次選考の優先枠に限る）			+100	
	高槻市内の小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児童が保育所又は認定こども園を希望する場合			+8	
	現在通っている施設が認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に移行予定で、引き続きその施設の利用を希望する場合			+8	
	現在通っている認可保育施設が移転・民営化・廃園を予定し、その児童が移転・民営化・廃園の対象である（公表後の入所者除く）			+8	
	保育士加点 ※保育士等の資格所持者かつ 就労時間が週30時間以上の 場合に限る		市内の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務（予定含む）する場合	+10	
			市外の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務（予定含む）する場合	+3	
市内の幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)に勤務（予定含む）する場合			+6		
市外の幼稚園又は企業主導型保育事業に勤務（予定含む）する場合			+1		

【同点の場合は次の順序により優先】

- ①保育所の希望順位の高い方
- ②兄弟姉妹が希望保育所に入所している方
- ③1号認定利用施設で利用（予定）がない方
- ④世帯の合計所得の低い方（課税情報が確認できない場合、不利となります）

注1 ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯の場合、父又は母の点数（基本点）にひとり親に関する調整点を加点します。

注2 生活保護受給世帯が就労・就学・求職の要件で申し込む場合を除きます（別加点の対象となるため）。

注3 転入者の市府民税課税証明書等の未提出・市民税未申告などの理由で課税情報が確認できない場合、加点対象外となります。

【令和８年度】高槻市 保育の利用選考基準（令和８年４月入所選考～）

基 本 点 数 （Ａ・Ｂ） ※保護者いずれもの該当する区分の要件書類の提出が必要です。					
	大区分	中区分	小区分	父	母
1	就 労 ・ 就 学	就労・就学 ※自営業・個人事業主を含む ※職業訓練学校を含む	月 1 6 0 時間（週 4 0 時間）以上	30	30
			月 1 4 0 時間（週 3 5 時間）以上	27	27
			月 1 2 0 時間（週 3 0 時間）以上	24	24
			月 9 6 時間（週 2 4 時間）以上	21	21
			月 6 4 時間（週 1 6 時間）以上 ※週 3 日かつ 4 時間／日を満たす	18	18
			月 6 4 時間（週 1 6 時間）以上 ※週 3 日かつ 4 時間／日を満たさない	16	16
		内職	平均月収 2 万円以上	13	13
2	出産	出産の前後	産前 6 週間（多胎児 1 4 週間）～ 産後 8 週間	18	18
3	病 気 障 害	保護者の入院		30	30
		自宅療養	常時安静	24	24
			軽度の家事	18	18
		視覚・聴覚・言語障害の手帳 1 ・ 2 級/精神手帳 1 級		33	33
		上記以外の身障手帳 1 ・ 2 級／療育手帳A／精神手帳 2 級		24	24
		身障手帳 3 ・ 4 級／療育手帳B／精神手帳 3 級		18	18
4	看 護 等	入院付き添い	常時介護	24	24
			その他	18	18
		自宅介護	常時介護の付き添い	27	27
			その他	18	18
		通園	保護者同伴（申込児以外の子が対象。週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ月 6 4 時間以上）	30	30
			その他	24	24
5	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧のため		30	30
6	求職中			8	8

ご本人以外の点数については、個人情報保護の観点より非公表としておりますので、予めご了承ください。

調 整 点 数 （C・D） ※条件に合致していても、必要書類の提出が無い場合は加点の対象外となります。			
内 容			点 数
保護者が入所月中に産休・育休を終了し職場復帰する場合 ※雇用契約の継続必要 ※保育の実施対象は産後57日目から			+2×クラス年齢
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できる（『育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書』を提出している場合に限る）			▲100
常時保育施設に預けている（1日あたり4時間以上、週4日以上の利用）※育児休業期間除く			+4
一時保育に預けている（1日あたり4時間以上、週1日～週3日の利用）※育児休業期間除く			+2
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ※原則、自己都合による退職等を除く			+10
申込児童が、障がい者手帳を有している又は特別児童扶養手当を受給している			+4
申込児童が、里親によって養育されている場合 ※里親の実子を除く			+3
保育料等を3ヶ月分以上滞納している			▲10
同居の者（65歳未満の直系親族に限る）が保育を行うことが可能な場合			▲2
辞退	市内認可保育施設の入所内定を辞退した場合（申請取下し再度新規申請した場合も減点は引き継ぐ）※当該年度中		▲3
待機	1年(12ヶ月)経過後に加点 ※求職・育休の場合、及び内定辞退・申込取下時はリセット（0ヶ月から再カウント）		+2×待機年数
単身赴任 ※単身赴任先居住地の 住民票等が必要	保護者が、海外で単身赴任している場合		+5
	保護者が、国内で単身赴任している場合		+3
生活保護受給世帯	ひとり親世帯及び それに準ずる世帯（注1）	就労・就学・求職要件での申込時	+40
	上記以外の世帯		+10
ひとり親世帯及び それに準ずる世帯（注1）	就労・就学・求職要件での申込時		+35
	就労・就学・求職要件以外での申込時		+33
合計所得が右記以下（注2）	192万円以下（注3）		+4
	266万円以下（注3）		+2
産休・育休に 伴う退園	退園した児童本人が再入所申し込みする時 ※原則雇用契約の継続必要		+12
	退園した児童の兄弟姉妹が申し込みする時 ※原則雇用契約の継続必要		+3×クラス年齢
転所・転園希望 ※他市町村からの 転入予定者を除く	認可保育所又は認可認定こども園等に入所中である場合		▲6
	小規模保育事業、事業所内保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)を利用中である場合		▲2
加 点 （ D ）	入所選考対象月時点で、兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に在籍している場合 ※第1希望の保育施設に対してのみ加点		+3
	多胎児（双子等）が同時に申込をする場合（別園申込可、1人増えるごとに1点加算）		+3
	多胎児（双子等）以外の兄弟姉妹が同時に入所申込をする場合（別園申込可、転所希望を除く、1人増えるごとに1点追加）		+2
	1号認定こどもとして、すでに認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合（注4）		+150
	地域型保育事業の卒園児童が当該連携施設を希望する場合（当初1次選考の優先枠に限る）		+100
	高槻市内の小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児童が保育所又は認定こども園を希望する場合		+8
	現在通っている施設が認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に移行予定で、引き続きその施設の利用を希望する場合		+8
	現在通っている認可保育施設が移転・民営化・廃園を予定し、その児童が移転・民営化・廃園の対象である（公表後の入所者除く）		+8
	保育士加点 ※保育士等の資格所持者かつ 就労時間が週30時間以上の 場合に限る	市内の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務（予定含む）する場合	+10
		市外の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務（予定含む）する場合	+3
		市内の幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)に勤務（予定含む）する場合	+6
		市外の幼稚園又は企業主導型保育事業に勤務（予定含む）する場合	+1

【同点の場合は次の順序により優先】

- ①保育所の希望順位の高い方
- ②兄弟姉妹が希望保育所に入所している方
- ③1号認定利用施設で利用（予定）がない方
- ④世帯の合計所得の低い方（課税情報が確認できない場合、不利となります）

注1：ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯の場合、父又は母の点数（基本点）にひとり親に関する調整点を加点します。

注2：生活保護受給世帯が就労・就学・求職の要件で申し込む場合を除きます（別加点の対象となるため）。

注3：転入者の市府民税課税証明書等の未提出・市民税未申告などの理由で課税情報が確認できない場合、加点対象外となります。

注4：選考基準日時点で満3歳児クラスに在籍している児童（年度途中で3歳に達した児童）は、加点対象とはなりません。

【重要】内定取り消しについて

選考時点と入所時点で、保育要件の変更や転職・就労時間の減少等により、点数に差異が生じた場合には、内定が取り消しになることがあります。状況に変更がある場合は、必ずご連絡ください（入所申込締切日までには手続きが必要です）。

1. 内定取り消しとなるケースの一例

例 1 申込書類で就労証明書を提出され、「就労」で選考されていたが、入所時点が産前産後期間に入っており、「妊娠・出産」での再選考になり、入所選考における点数が下がり、内定取り消しに。

※「就労」等で申請されている方でも、申請月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は「妊娠・出産」で認定・選考（採点）されます（[7 ページ](#)参照）。

※産前産後休業直後に職場復帰される場合、『産後休業直後の復職・復学に関する申立書』を提出いただくことで、「就労（就学）」での選考（採点）が可能です（[14 ページ](#)参照）。

例 2 入所申込時の就労証明書には週40時間勤務と記載されていたが、育児休業復帰後の勤務時間が、育児短時間勤務制度を利用し週30時間未満となったため、入所選考における点数が下がり、内定取り消しに（[47 ページ Q&A 問 6](#)参照）。

※育児短時間勤務制度（時短制度）を利用される場合、短縮後の勤務時間が週30時間以上であれば雇用契約上の勤務時間で採点されますが、週30時間未満の場合は短縮後の勤務時間での採点となります。

例 3 産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄につき、勤務先法人が誤って時短後の勤務時間を記載し、それを保護者がそのまま提出され、時短後の勤務時間で再選考となり、入所選考における点数が下がり、内定取り消しに（[47 ページ Q&A 問 6](#)参照）。

※産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄に、過去に提出された就労証明書と異なる就労時間が記載されている場合、雇用契約上の勤務時間が変更されたものとして取り扱わざるを得ません。

※他の提出物と同様、産後休暇・育児休業等復帰証明書に関しても、必ず、保護者ご自身が最終確認をした上で、提出するようお願いします。

例 4 転職に伴い内定取り消しとなり得る場合について、[48 ページ Q&A 問 8](#)をご確認ください。

2. 入所申込締切日までの変更手続きのお願い（他児童のためだけでなく、ご本人のためにも）

内定取り消し時に、下位希望施設の入所選考を改めて行うことはありません。

ご家庭の状況の変化に伴い変更手続きをすることで、場合によっては入所選考における点数が下がることがあります。ただ、変更手続きを行わずに上位希望施設で内定となり、その後の変更手続きで内定取り消しとなる場合、改めて下位希望施設の選考を行うことはありませんので、次の選考までお待ちいただくこととなります。

一方、入所選考の申込期日までに変更手続きをいただくことで、上位希望施設で内定が出ない場合、下位希望施設も選考の対象となり、それらの希望施設にて内定となる可能性があります。

そのため、入所申込締切日までの変更手続きをいただきますよう、よろしくお願いします。

【重要】内定辞退について

内定を辞退された場合、入所選考において、当該年度中、内定辞退に伴う減点（▲3点）が適用されます。また、「待機／1年（12ヶ月）経過後に加点（育休中・求職中を除く）」がリセットされ、再度入所申し込みをした場合、待機起算日は再申込月からとなります。ただし、4月1次選考での内定を辞退し、2次選考から再選考を希望する場合は、待機起算日は翌月（5月）からとなりますのでご了承ください。

内定辞退とならないように、入所申込前には、施設見学・窓口相談等をいただくようお願いします（[46 ページ Q&A 問 1](#)参照）。また、家庭の状況変化等で、希望施設を変更されたり、一時的に申込を中断されたい等の場合は、必ず、希望園変更・入所申込取下げ手続き等をいただきますようお願いします。

【重要】転所・転園内定の辞退はできません

転所・転園希望者が内定となった場合、辞退はできません（転所・転園内定と同時に他児童が元在籍施設に内定となり籍が埋まるため、戻ることが出来なくなります）。また、もし転所・転園内定となった後、点数変更などにより内定取り消しとなった場合、内定先施設にも元在籍施設にも入れず、預け先が無くなってしまいます。転所・転園希望時において、要件（点数）に変更がある場合、必ず前もってお手続きいただきますようお願いいたします。

【重要】利用選考基準（点数）等の変更について（令和8年4月入所選考～）

入所選考における利用選考基準（点数表）について、令和8年4月入所選考より下記のとおり改訂します。
令和8年3月選考までは **19～20 ページ**、令和8年4月選考からは **21～22 ページ** を用いて採点します。

① 就労予定、就学予定、自営中心者、自営協力者、個人事業主（訪問販売、外交員、美容部員など業務委託を含む）を廃止し、就労・就学に統合

申込時点での状態（実際に就労しているのか、まだ予定の段階なのか）に関わらず、入園月時点で就労されているかどうかに基づき採点することとします。就学についても同様の取扱いとします。

※就労（就学）開始日は、入園月当月中である必要があります。（開始日が入園月の翌月以降の場合、要件不足として選考されません。）

（例）令和8年4月入所の場合、4月中の就労開始が必須（5月1日以降の場合、要件不足となります）。

また、自営業や個人事業主の方について、これまでの職業区分による採点から、雇用されている方（会社員など）と同様に、勤務時間に応じた採点とします。

※自営業等の方は、従来どおり、就労証明書に加えて添付書類が必要です（**12 ページ**参照）。

※就労時間に応じた点数になるため（最大 30 点～最小 16 点）、現在の就労時間が、提出済みの就労証明書等に記載されている就労時間から増減している場合、必ず再提出ください。

（例）現在は週 40 時間以上就労しているが、前回提出分（入所申込や現況届）の就労証明書には週 30 時間と記載 ⇒ 再提出がなければ、週 30 時間以上（24 点）で採点されます。

② 自営業で確定申告を専従者（103万円以上）で申告している場合（+3点）の廃止

上記①（自営業などについて、職業区分による採点から勤務時間に応じた採点に変更）に伴い、専従者加点を廃止します。

③ 一時保育に預けている（1日あたり4時間以上、週3日以下）につき、預かり日数の下限を設定

保育の利用日数につき週1日以上と下限を設定します。これにより、利用日数が週1日未満（月1日など）である場合は加点対象外となります。なお、一日あたりの利用時間（4時間以上）については変更ございません。

※育児休業中は加点対象外です。

④ 兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に在籍している場合の点数変更（+2点から+3点へ）

従来の+2点から+3点へ変更します。

※兄弟姉妹の在籍施設を第一希望以外に記入された場合は、加点対象外となります。

⑤ 多胎児（双子等）が同時に申込をする場合の点数変更（+2点から+3点へ）

従来の+2点から+3点へ変更します。

⑥ 多胎児（双子等）以外の兄弟姉妹の同時申込加点の新設（+2点）

多胎児（双子等）以外の兄弟姉妹が同時に入所申込をする場合の加点（+2点）を新設します。

※別園申込でも加点対象となりますが、転所申請の場合は加点対象外となります。

兄弟姉妹の同時入所・転所申請について（きょうだい条件の設定）

兄弟姉妹で同時に入所（転所）申込される場合は、きょうだい入所条件の設定が必要です。下記『きょうだい入所条件ガイド』や、次ページの『注意事項（重要）』及び『内定パターン一覧』を参考に条件を設定ください。
※育児休業中の方は、きょうだいのうち1人でも内定になると職場復帰が必須となります。その場合、待機となったきょうだいの預け先を用意いただく必要があります（祖父母に預ける・認可外保育施設に預ける等）。それが困難な場合は、きょうだい一方のみが内定となる条件を外してください。

条件【時期・施設】	同時同園優先	希望順優先	条件【時期・施設】	同時同園優先	希望順優先
同時・同園	あ	ー	上の子から・同園	お	オ
一人可・同園	い	イ	下の子から・同園	か	カ
同時・別園可	う	ウ	上の子から・別園可	き	キ
一人可・別園可	え	エ	下の子から・別園可	く	ク

「同時同園優先（ひらがな）」は、希望順位が低くても良いから、きょうだい揃って同じ施設に入所できることを優先される
「希望順優先（カタカナ）」は、きょうだい別々の施設でも良いから、希望順位の高い施設に入所できることを優先される

<きょうだい入所条件ガイド>

Q1～Q5につき、下部の回答欄へ当てはまる番号を記入の上、一覧表から条件を確認ください。

※必ず、次ページの<注意事項（重要）>及び<内定パターン一覧>もご確認ください。

Q1 きょうだいの入園タイミングは？

① 同時のみ

→ Q2へ

② 別の月でも大丈夫

→ Q3へ ※育児休業等を取得している場合、きょうだい一方のみの内定であっても職場復帰が必要となります

Q2（Q1で①を選んだ方のみ）同じ園を希望？

③ 同じ園のみ

→ 一覧表へ

④ 別の園でも大丈夫

→ Q3へ

Q3 園選びに重視するのは、きょうだい同園？希望順位？

⑤ 希望順位が低くても良いから、きょうだい同じ園に入りたい

⑥ きょうだい別々でも良いから、希望順位の高い園に入りたい

→（⑤・⑥どちらを選んでも）Q1で①を選んでいれば一覧表へ

→（⑤・⑥どちらを選んでも）Q1で②を選んでいればQ4・Q5へ

Q4（Q1で「② 別々でも大丈夫」を選んだ場合）きょうだいの優先順位は？

⑦ 上の子から

⑧ 下の子から

⑨ どちらでも

→ どれを選んでもQ5へ

Q5.（Q4の続き）一人が入園できる場合、もう一人は？

⑩ 同じ園に入れる時だけ入園したい

⑪ 別の園でも入れるなら入園したい

→ どちらを選んでも一覧表へ

回答欄

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5

一覧表（上記回答の組み合わせから条件を確認ください。条件の詳細は次ページ内定パターン参照。）

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	条件
①	③	⑤	⑦	⑩	→ あ
①	④	⑤	⑦	⑩	→ う
①	④	⑥	⑦	⑩	→ ウ
②	③	⑤	⑦	⑩	→ お
②	③	⑤	⑧	⑩	→ か
②	③	⑤	⑨	⑩	→ い

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	条件
②	③	⑤	⑦	⑪	→ き
②	③	⑤	⑧	⑪	→ く
②	③	⑤	⑨	⑪	→ え
②	③	⑥	⑦	⑩	→ オ
②	③	⑥	⑧	⑩	→ カ
②	③	⑥	⑨	⑩	→ イ

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	条件
②	③	⑥	⑦	⑪	→ キ
②	③	⑥	⑧	⑪	→ ク
②	③	⑥	⑨	⑪	→ エ

※条件を決定する際は、必ず次ページの
注意事項・内定パターン一覧を確認ください

< 注意事項（重要） >

※「一人可」、「上の子から」、「下の子から」を選択した場合、きょうだい一方のみ内定が出る場合があります。
 ※ 育児休業を取得している場合、きょうだい一方のみの内定であっても職場復帰が必要となります。
 ※ きょうだい一方のみが入園決定した場合においても、きょうだい入所条件は自動的に消滅します。次月以降の入所選考において、もう一方のお子様について同園のみを希望される際は、希望園の変更手続きが必要となります(ももとの希望園が、きょうだいが入園決定した園のみである場合を除く)。

< 内定パターン一覧 >

【判定の流れ】同時・同園のみ		<パターン一覧の見方>	
あ	同時同園	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		施設名 … 内定施設 ① ② ③ … → 内定の付き方の優先順	
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 一人可 ※片方だけ内定の場合あり	
い	同時同園 (一人可・同園)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	③-2 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 同時・別園可	
う	同時同園 (同時・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	③-2 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 一人可・別園可 ※片方だけ内定の場合あり	
え	同時同園 (一人可・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	③-2 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 上の子から ※上の子だけ内定の場合あり	
お	同時同園 (上の子から・同園)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 下の子から ※下の子だけ内定の場合あり	
か	同時同園 (下の子から・同園)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 上の子から・別園可 ※上の子だけ内定の場合あり	
き	同時同園 (上の子から・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】同時・同園を優先 → → →		→ (同時・同園で内定が出ない場合) 下の子から・別園可 ※下の子だけ内定の場合あり	
く	同時同園 (下の子から・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】きょうだい別々に希望順の高い施設から選考し、より高い希望順で内定可能な方のみ内定 → もう一方は、同じ施設で内定可能な場合のみ内定 ※片方だけ内定の場合あり			
イ	希望順 (一人可・同園)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	②-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		②-2 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】きょうだい別々に希望順の高い施設から選考し、きょうだい両方がどこかで内定可能な場合のみ内定			
ウ	希望順 (同時・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	②-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		②-2 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】きょうだい別々に希望順の高い施設から選考(完全に一人ずつ選考) ※片方だけ内定の場合あり			
エ	希望順 (一人可・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	②-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		②-2 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	③-1 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】まず、上の子だけ希望順の高い施設から選考 → 下の子は上の子と同じ施設で内定可能な場合のみ内定 ※上の子だけ内定の場合あり			
オ	希望順 (上の子から・同園)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】まず、下の子だけ希望順の高い施設から選考 → 上の子は下の子と同じ施設で内定可能な場合のみ内定 ※下の子だけ内定の場合あり			
カ	希望順 (下の子から・同園)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】まず、上の子だけ希望順の高い施設から選考 → 下の子は上の子が内定可能な場合、希望順の高い施設から選考 ※上の子だけ内定の場合あり			
キ	希望順 (上の子から・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
【判定の流れ】まず、下の子だけ希望順の高い施設から選考 → 上の子は下の子が内定可能な場合、希望順の高い施設から選考 ※下の子だけ内定の場合あり			
ク	希望順 (下の子から・別園可)	① 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	② 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本
		③ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本	④ 第一希望 第二希望 上 高槻 柱本 下 高槻 柱本

《教育施設 及び 保育施設・事業所等について》

高槻市の教育施設、保育施設・事業所等の情報について、**当ページ～32ページ**までの一覧表や、下記QRコードより市ホームページをご確認ください。

園マップ
(施設地図)



【ID：5310】

公立保育所



【ID：5304】

公立認定こども



【ID：5306】

民間保育園



【ID：5305】

民間認定こども園



【ID：5307】

小規模



【ID：5308】

事業所内



【ID：5309】

私立幼稚園 &
民間認可園



【ID：94451】

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■ 幼稚園等での教育を希望される方（1号認定）が利用可能な施設一覧 ① 〈令和7年9月9日現在〉

① 公立幼稚園 ※公立幼稚園は今後、統合・認定こども園化され一部民営化されます（3～4ページ参照）
※令和8年4月に認定こども園化される施設について、**差込資料**をご確認ください。

公・民	NO	園名	所在地	電話番号	預かり保育※1	クラス	開園時間
公立	1	高槻幼稚園	本町3-69	675-5050		4・5歳	9：00～14：00 ※水曜日は9：00～11：30 ※土日祝はお休み
	2	芥川幼稚園 ※2	真上町1丁目2-6	685-1441	8:00～18:00 (土曜あり※3)	3～5歳 (預かり保育3歳～)	
	3	阿武野幼稚園 ※4	氷室町4丁目16-1	696-0074		3～5歳	
	4	南大冠幼稚園	大塚町1丁目4-8	671-1370		4・5歳	
	5	榎田幼稚園 ※5	大字田能小字刈ノ下12-1	688-9228			
	6	芝生幼稚園	芝生町3丁目30-1	677-2445			
	7	西大冠幼稚園	城南町3丁目1-2	675-5332	8:00～18:00 (土曜あり※3)	4・5歳 (預かり保育3歳～)	
	8	北清水幼稚園	安岡寺町6丁目2-2	687-1540		3～5歳	
	9	津之江幼稚園	津之江北町7-2	673-9691		4・5歳	
	10	郡家幼稚園 ※4	郡家新町68-3	683-1888			
	11	土室幼稚園 ※4	上土室6丁目10-2	694-7200			
	12	五百住幼稚園	登美の里町24-2	694-7251		3～5歳	
	13	松原幼稚園	沢良木町18-2	676-1413			

※1 公立幼稚園の預かり保育は3～5歳児クラスが対象（41ページ参照） ※2 芥川幼稚園は令和8年4月より認定こども園化されます（3～4ページ参照） ※3 土曜保育が必要であることが確認できる場合のみ利用可（例：いずれもの保護者の土曜出勤記載の就労証明書が提出されている場合など） ※4 郡家幼稚園・土室幼稚園は、令和8年4月に阿武野幼稚園と統合され、阿武野幼稚園園舎にて認定こども園化されます（3～4ページ参照） ※5 榎田幼稚園は令和7年度は休園

【参考】私立幼稚園 ※幼児教育無償化対象。無償化については保育幼稚園事業課（※申込自体は直接各施設）へお問い合わせください

公・民	NO	園名	所在地	電話番号	預かり保育(注1)	クラス	開園時間
民間	1	青い鳥幼稚園	天神町2丁目8-18	685-0868	○	満3～5歳	各施設に お問い合わせ ください
	2	桜ヶ丘幼稚園	桜ヶ丘北町11-17	696-0123	○		
	3	白ばら幼稚園	土橋町1-33	674-0423	○		
	4	高槻マリア・インマクラダ幼稚園	野見町2-15	668-3039	○		
	5	高槻わかば幼稚園	柳川町1丁目7-14	696-3261	○		
	6	のびてゆく幼稚園	黄金の里1丁目3-1	687-8815	○	3～5歳	

(注1) 預かり保育を利用した場合の無償化の適用可否や、預かり保育内容（利用可能児童数など）については、各施設にお問い合わせください。

■ 幼稚園等での教育を希望される方（1号認定）が利用可能な施設一覧 ②（令和7年9月9日現在）

② 認定こども園1号 ※令和8年4月に認定こども園化される施設について、**差込資料**をご確認ください。

公・民	NO	園名	所在地	電話番号	預かり保育※1	クラス	開園時間
公立	1	桜台認定こども園	登町9-2	674-5630		3～5歳	9：00～14：00 ※水曜日は9：00～11：30 ※土日祝はお休み
	2	高槻認定こども園	八丁畷町12-5	648-3116			
	3	五領認定こども園	神内2丁目17-10	668-3855			
	4	三箇牧認定こども園 ※2	三島江1丁目13-6	678-0014			
民間	1	認定こども園 玉川橋保育園	玉川2丁目42-1	678-1532	○	満3～5歳	民間施設の1号開園時間等については、各施設へお問い合わせください なお、高槻市ホームページに、情報提供資料（開園時間等）を掲載しています （裏表紙のQRコードより、ご確認ください）
	2	認定こども園 柱本保育園 こども未来学舎	柱本新町10-1	678-6925	○		
	3	認定こども園 日吉台保育園	日吉台一番町25-1	689-9491	○	3～5歳	
	4	浦堂認定こども園	宮之川原4丁目3-1	687-7237	○		
	5	認定こども園 津之江さくら保育園	津之江町1丁目37-9	673-7015	○		
	6	阿武山たつ子 認定こども園	阿武野2丁目2-1	692-0306	○		
	7	認定こども園 聖ヶ丘保育園 こども未来学舎	芝谷町19-7	689-8720	○		
	8	摂津峡認定こども園	南平台5丁目68-9	697-2888	○		
	9	認定こども園 日吉幼稚園	日吉台六番町10-2	688-6101	○		
	10	認定こども園 いまむらこどもえん	高槻町3-16	685-0247	○		
	11	和光認定こども園	上牧町2丁目3-1	669-2236	○		
	12	認定こども園 高槻双葉幼稚園	宮野町21-18	675-0250	○	満3～5歳	
	13	平安女学院大学附属こども園	南平台5丁目81-1	696-4901	○	3～5歳	
	14	まかみこども園（分園含む）※3	真上町3丁目3-1	683-5134	○		
	15	清水認定こども園	宮之川原5丁目4-1	687-5080	○		
	16	認定こども園 日吉台幼稚園	日吉台一番町24-10	689-8801	○		
	17	にじいろの森こどもえん	別所本町 9-6	686-5650	○		
	18	城南宙認定こども園	城南町2丁目45-10	670-5077	○		
	19	認定こども園 YMCAたかつきあま保育園	安満中の町25-1	682-2077	○		
	20	芥川認定こども園	芥川町4丁目2-20	668-2186	○		
	21	柳川認定こども園	栄町1丁目24-1	696-9286			
	22	富田認定こども園	富田町2丁目5-1	648-4113			

※1 預かり保育を利用した場合の無償化の適用可否や、預かり保育内容（利用可能児童数など）については、各施設にお問い合わせください。 ※2 アレルギー対応については卵（鶏・うすら）と牛乳の除去対応のみとなり、それ以外のアレルギーについては対応できませんので、弁当持参のご協力をお願いいたします。 ※3 分園は4歳児、5歳児のみ。

■ 保育の利用を希望される方（2・3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ①（令和7年9月9日現在）

① 保育所 ※公立保育所は今後認定こども園化され、一部民営化されます（3～4ページ参照）

公・民	NO	施設名	定員	所在地	電話番号	一時預り	開園時間※1	クラス※2
公立	1	如是保育所	90	東五百住町3丁目5-1 2	696-0161		7:30-19:00 ※3	0～5歳
	2	大塚保育所	90	大塚町2丁目20-5	671-2246			
	3	阿武野保育所	90	宮田町2丁目34-1 8	696-3801			
	4	磐手保育所	120	古曽部町2丁目8-9	683-8188			
	5	川西保育所	120	川西町2丁目32-1	683-3378			
	6	北昭和台保育所	120	北昭和台町18-7	694-8866			
	7	春日保育所	90	春日町22-2	673-5022			
	8	芝生保育所	120	芝生町2丁目10-30	677-4475			
民間	1	下田部保育園	150	登町1-1	671-9960	○	7:00-19:00	0～5歳
	2	南総持寺保育園	71	南総持寺町7-4	693-8531	○		
	3	ひむろこだま保育園（分園含む）※4	150	氷室町1丁目21-1 2	695-1516	○		
	4	梶原ピッコロ保育園	60	梶原1丁目6-1 5	682-7901		7:30-19:00	
	5	ずし保育園	120	辻子3丁目53-1	676-3344		7:00-19:00	
	6	大冠保育園	110	須賀町69-3	676-1064	○		
	7	別所保育園	90	別所中の町3-1 5	685-1123	○		
	8	高槻あいわ保育園	150	芥川町1丁目2-B11 4	682-4152	○		
	9	南平台保育園（分園含む）※5	120	南平台5丁目1-8	697-7577	○	7:30-19:30	
	10	たかつき駅前保育園	40	紺屋町1-1	683-1205			
	11	紺屋町保育園	69 ※6	紺屋町9-7	668-4152			
	12	桜北町第一保育園	51	桜ヶ丘北町2-1 2	694-5588			
	13	二コニコ園	59	浦堂本町57-4	698-2525		7:30-19:00	3～5歳

※脚注は、次ページの表「②認定こども園の続き」の下に、まとめて記載しています。

② 認定こども園2・3号 ※令和8年4月に認定こども園化される施設について、差込資料をご確認ください。

公・民	NO	施設名	定員※7	所在地	電話番号	一時預り	開園時間※1	クラス※2
公立	1	桜台認定こども園	91	登町9-2	674-5630		7:30-19:00 ※3	0～5歳
	2	高槻認定こども園	125	八丁畷町12-5	648-3116			3～5歳
	3	五領認定こども園	87	神内2丁目17-10	668-3855			
	4	三箇牧認定こども園 ※8	35	三島江1丁目13-6	678-0014			
民間	1	認定こども園 玉川橋保育園	130	玉川2丁目42-1	678-1532	○	7:00-19:00	0～5歳
	2	認定こども園 藤の里保育園	150	藤の里町38-28	672-0124	○		
	3	認定こども園 柱本保育園 こども未来学舎	120	柱本新町10-1	678-6925	○		
	4	認定こども園 日吉台保育園	120	日吉台一番町25-1	689-9491	○		
	5	浦堂認定こども園	150	宮之川原4丁目3-1	687-7237	○		
	6	認定こども園 津之江さくら保育園	100	津之江町1丁目37-9	673-7015	○		
	7	阿武山たつの子 認定こども園	160	阿武野2丁目2-1	692-0306	○		
	8	認定こども園 聖ヶ丘保育園 こども未来学舎	120	芝谷町19-7	689-8720	○		
	9	認定こども園 深沢ガーデン	90	東和町56-1	671-0331	○		
	10	摂津峡認定こども園	90	南平台5丁目68-9	697-2888	○		
	11	認定こども園 日吉幼稚園	96	日吉台六番町10-2	688-6101	○	7:15-19:15	
	12	認定こども園 いまむらこどもえん	147	高槻町3-16	685-0247		7:00-19:00	

※脚注は、次ページの表「②認定こども園の続き」の下に、まとめて記載しています。

＜次ページに続く＞

■ 保育の利用を希望される方（2・3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ②（令和7年9月9日現在）

② 認定こども園2・3号の続き

公・民	NO	施設名	定員※7	所在地	電話番号	一時預り	開園時間※1	クラス※2
民間	13	愛光認定こども園	110	宮野町7-1	671-3308	○	7:00-19:00	0～5歳
	14	和光認定こども園	120	上牧町2丁目3-1	669-2236	○		
	15	認定こども園 高槻双葉幼稚園	60	宮野町21-18	675-0250		7:30-19:00	3～5歳
	16	川添こども園	120	西町48-8	692-0185	○	7:00-19:00	0～5歳
	17	天川こども園	90	永楽町10-2	662-6700	○		
	18	平安女学院大学附属こども園	72 ※9	南平台5丁目81-1	696-4901	○	7:30-19:00	
	19	願行寺こども園	90	土橋町2-7	674-4041		7:00-19:00	
	20	認定こども園 ソレイユぐんげ保育園	150	郡家本町26-4	681-8246			
	21	まかみこども園（分園含む） ※5	120	真上町3丁目3-1	683-5134	○		
	22	清水認定こども園	24	宮之川原5丁目4-1	687-5080	○		3～5歳
	23	認定こども園 日吉台幼稚園	45	日吉台一番町24-10	689-8801			
	24	にじいろの森こどもえん	105	別所本町9-6	686-5650		7:30-19:30	0～5歳
	25	城南宙認定こども園	120	城南町2丁目45-10	670-5077	○	7:00-19:00	
	26	認定こども園 YMCAたかつきあま保育園	60	安満中の町25-1	682-2077			
	27	芥川認定こども園	110	芥川町4丁目2-20	668-2186		7:30-19:00	
	28	トーマスひむろ認定こども園	90	氷室町3丁目31-11	668-2085		7:00-19:00	
	29	柳川認定こども園	120	栄町1丁目24-1	696-9286		7:30-19:00	
	30	富田認定こども園	155	富田町2丁目5-1	648-4113			

※1 土曜の開園時間については施設によって異なる場合がございます。施設にお問い合わせください。 ※2 「0歳～」と記載のある施設は生後57日目から受入可。 ※3 公立保育所・認定こども園の時間外保育について34ページに詳細を記載しています。 ※4 分園は5歳児のみ。 ※5 分園は4歳児、5歳児のみ。 ※6 紺屋町保育園の定員は、令和8年3月までは59名、令和8年4月からは69名です。 ※7 定員は2号、3号の定員（1号の定員は除く） ※8 アレルギー対応については卵（鶏・うすら）と牛乳の除去対応のみとなり、それ以外のアレルギーについては対応できませんので、併当持参のご協力をお願いいたします。 ※9 平安女学院大学附属こども園の定員は、令和8年3月までは69名、令和8年4月からは72名です。

【（重要）翌年度以降に3歳児となられる方へのお知らせ】公立保育施設等における小規模保育事業所等卒園児優先受入枠について】

年度当初（4月）3歳児の選考について、小規模保育事業所等の2歳児クラスを卒園される児童向けに、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園への優先受入枠を設けています（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。
原則、募集見込枠すべてが優先受入枠となり、優先受入枠が埋まらなかった場合のみ、一般枠での入所が決定します。

【参考】企業主導型保育施設（※本市の希望施設欄には記入できません。申込は直接各施設へ）

※教育・保育無償化の対象（児童育成協会所管。無償化についてのお問い合わせも直接各施設へお問い合わせください）

民間	NO	施設名	所在地	電話番号	主な受入対象児童
企業主導型	1	みどりわかば保育園	名神町17-2	683-8222	6ヶ月～5歳の病児・病後児保育対象児童（注1）
	2	みらい保育園	宮野町7-1	672-2008	6ヶ月～2歳
	3	大塚わくわく園	大塚町5-30-6	629-0109	0～5歳 病児・病後児保育も有り（注2）
	4	RICホープ高槻保育園	城北町1-5-30	676-7055	6ヶ月～2歳
	5	きっすべーす保育園	上田辺町6-24	668-4453	
	6	春日つばさ保育園	春日町15-33	675-0808	0～5歳 病児保育も有り（注3）
	7	高槻さくら保育園	下田部町2-76-3	648-4804	0～2歳
	8	つくしんぼ保育園	庄所町4-35-102	647-3344	2ヶ月～2歳
	9	青い風保育園	唐崎南3-30-5	679-3700	6ヶ月～5歳
	10	そらいろ保育園	富田町4-2-31	697-0058	5ヶ月～5歳
	11	つきの保育園	東五百住町3-16-19	690-7811	1～5歳
	12	はぐみこども園	赤大路町17-14	600-0170	6ヶ月～5歳
	13	あゆみ保育園	城北町2-11-10	668-3965	0～5歳

（注1）病児3名と病後児3名。従業員の利用が優先となりますので、利用できないこともあります。施設に直接ご確認ください。 （注2）病児1名と病後児1名
（注3）病児1名

■ 保育の利用を希望される方（3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ① 〈令和7年9月9日現在〉

③ 小規模保育事業等 ※令和8年4月に新設される施設の詳細について、**差込資料**をご確認ください。

★マークの連携先は完全連携施設です（※12）

★マージンの連携先は元主連携施設で9（※12）											
民間	NO	施設名	定員	所在地	電話番号	連携施設 ※10 ※11			開園時間 ※1	クラス ※2	
						連携先	1号枠	2号枠			
小規模	1	桜北町第二保育園	19	宮田町2丁目17-37	628-6167	★ 桜北町第一	—	★	7:00-19:00	0～2歳	
	2	マルヤマ保育所	19	津之江町1丁目41-8	671-0647	玉川橋	—	1		1～2歳	
	3	かんまき駅前保育園	19	神内2丁目15-21	681-3256	—	—	—	7:30-19:30	0～2歳	
	4	みなみまつばら保育園	19	南松原町7-11	661-2274	—	—	—			
	5	にここ保育園	19	氷室町1丁目15-15	696-9575	—	—	—	7:00-19:00	1～2歳	
	6	風の子保育園	19	真上町2丁目3-29	685-0909	のびてゆく	3	—	7:30-19:00	0～2歳	
	白ばら					1	—				
	清水					1	2				
	7	津之江小規模保育園	9	津之江町1丁目37-11	673-7015	★ 津之江さくら	—	★	7:00-19:00		
	8	スプラウトキッズ	9	野田3丁目17-3	662-6700	★ 天川	—	★			
	9	さくらんぼハウス	9	川添1丁目6-6	693-5713	★ 川添	—	★			
	10	キッズルームふたば	19	宮野町21-18	675-8001	★ 高槻双葉	—	★	7:30-19:00		1～2歳
	11	ユメ小規模保育園	19	北柳川町16-22	692-0577	ずし	—	2	7:30-19:30		
	玉川橋					—	1				
	南総持寺					—	1				
	12	ちびっくランド日吉園	19	真上町6丁目19-1	689-9808	つきの ※13	—	1	7:00-19:00	0～2歳	
	13	桜北町第三保育園	18	大畑町16-1	648-3517	★ 桜北町第一	—	★			
	14	スズラン保育園	18	浦堂本町18-3	680-1770	★ ニコニコ 聖ヶ丘	—	★ 1	7:30-19:00		
	15	芥川赤ちゃんクラブ	16 ※14	芥川町1丁目13-5	647-8268	のびてゆく 清水	2 1	— 1	7:00-19:00	1～2歳 ※14	
	16	NOZOMI保育園	19	高槻町17-4(2F)	669-9603	—	—	—		0～2歳	
	17	ひかり保育園	19	庄所町8-42	671-2331	つきの ※13	—	1		1～2歳	
	18	ゆめの保育園	9	大塚町1丁目19-3	668-7966	つきの ※13	—	1			
	19	庄所保育園	18	庄所町4-35	601-8150	★ 紺屋町	—	★		0～2歳	
	20	NOZOMI保育園 芥川園	19	芥川町4丁目6-23	648-3305	—	—	—			
	21	すくすくサポート・ひまわり保育園	19	川添2丁目3-1	601-5656	桜ヶ丘 柳川	1 —	— 1			
	22	城北あゆみ保育園	19	城北町2丁目9-30(1F)	648-3123	のびてゆく	3	—			
	23	ナナイロ保育園	15	宮之川原4丁目18-1	687-2772	★ ニコニコ	—	★			7:30-19:00
	24	古曽部風の子保育園	19	古曽部町2丁目14-2	684-8210	別所	—	2			
のびてゆく	2					—					
白ばら	1					—					
清水	—					1					
	にじいろ	—	2								
25	富田あゆみ保育園	19	富田町3丁目7-2	648-3337	のびてゆく	3	—	7:00-19:00			
26	れもんのご富田保育園	19	富田町1丁目16-17(1F)	668-2855	桜ヶ丘	2	—	7:30-19:30			
27	サンライズキッズ保育園高槻園	19	登町43-5(1F)	050-5807-2233	柳川	1	—	7:00-19:00			
28	高槻はな保育園	19	芥川町3丁目314	668-2687	清水	1	1				

※1～9は、前ページの表「②認定こども園の続き」の下に、まとめて記載しています。 ※10 卒園後優先受入枠が設定されている園及びその号数ごとの枠数。1号枠には4時間程度の教育を行う通常の幼稚園を含む。ただし施設によって別途預かり保育あり（27・28ページ参照）。1号枠は各施設へ直接申込が必要になります（優先受入枠については、通常の入所選考に先立って行うことで卒園児童の受け入れを優先します（18ページ参照）。なお、連携施設等は、予告なく変更となる場合がありますので、ご了承ください。 ※11 表に記載の連携施設とは別に公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園に卒園児童の優先受入枠を設けています（完全連携施設がある場合は除く）。 ※12 ★マーク分は卒園児童全員分の受入枠が用意されています。 ※13 つきの保育園は企業主導型保育施設ですので施設へ直接申込が必要になります。市の入所選考では申し込みできませんのでご注意ください。希望の方は現在の在籍施設へ利用希望の旨を伝え、手続きについては施設の指示に従ってください。 ※14 芥川赤ちゃんクラブは、令和8年3月まで定員15名0～2歳児クラス、令和8年4月から定員16名1～2歳児クラス。

＜次ページに続く＞

■ 保育の利用を希望される方（3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ② 〈令和7年9月9日現在〉

③ 小規模保育事業等の続き

★マークの連携先は完全連携施設です（※12）

民間	NO	施設名	定員	所在地	電話番号	連携施設 ※10 ※11			開園時間※1	クラス※2							
						連携先	1号枠	2号枠									
小規模	29	高槻ボッポ保育園富田校	15	富田町3-9-3	697-0039	—	—	—	7:30~19:00	0~2歳							
	30	サンライズキッズ保育園高槻駅前園	13	北園町12-18(3F)	050-5807-2287	—	—	—	7:00~19:00								
	31	桜北町第五保育園	19	川添1丁目18-5	628-5377	桜北町第一	—	5	7:30~19:30								
	32	きたその第1保育園	19	北園町12-11(1F)	684-8555	たかつき駅前	—	1									
	33	きたその第2保育園	19	北園町12-11(2F)	684-8560	たかつき駅前	—	1	7:00~19:00								
	34	ほぶらの里 高槻保育園	19	高槻町5-4(1F)	691-5091	つきの ※13	—	1									
	35	RISE芝生保育園	12	芝生町2丁目32-20-107	655-6664	つきの ※13	—	1		1~2歳							
	36	ほしの保育園	12	芝生町2丁目21-28-110	679-1133	つきの ※13	—	1									
	37	モンテッソーリこひつじ保育園	19	城東町15-18-102	676-9015	愛光	—	2			0~2歳						
	38	どんぐり保育園	19	春日町9-11	669-9260	—	—	—	7:30~19:00	1~2歳							
	39	みらいかわにし保育園	19	川西町1丁目2-1	686-5777	—	—	—	7:00~19:00								
	40	はぐくむ保育園 摂津富田園	14	大畑町17-25	648-4566	桜ヶ丘	5	—			7:00~19:00	1~2歳 ※15					
	41					でまるキッズ ※15	19	出丸町4-62					676-2876	—	—	—	0~2歳
	42					小規模保育園 necco きたその	19	北園町2-22					668-2751	★ いまむら	—	★	1~2歳
	43	せいわ保育園	16	藤の里町3-2	655-9625	紺屋町	—	1			7:30~20:00	3ヶ月~2歳					
	44	F.Kids FIRST	19	城西町3-1(1F)	661-3388	—	—	—	7:00~19:00	0~2歳							
	45	みやこ保育園	19	日吉台一番町22-15	667-3081	—	—	—			7:00~19:00	1~2歳 ※15					
	46	つばさ学園	14	日吉台一番町24-10	689-8801	★ 日吉台幼稚園	—	★					0~2歳				
	47	小規模保育園 necco たかつき	19	高槻町6-3	669-9907	★ いまむら	—	★		1~2歳 ※15							
	48	はぐくむ保育園 高槻園	19	城北町2丁目5-12	690-7255	日吉台幼稚園 柳川	— —	4 2				7:30~19:00	1~2歳				
	49	でまる保育園 ※15	19	出丸町4-62	676-2862	—	—	—		1~2歳							
	50	キラキラ園	18	浦堂本町60-15	687-8728	★ニコニコ	—	★	7:30~19:00	1~2歳							
	51	ほぶらの里 富田保育園	19	富田町3-8-13(1F)	668-6004	つきの ※13	—	2	7:00~19:00	0~2歳							
	52	いしはら保育室高槻	19	塚原2丁目32-24	629-5572	のびてゆく	8	—			6ヶ月~2歳						
	53	手をつなごうあおき保育園たかつき	19	芥川町2丁目13-33(1F)	691-5580	のびてゆく 願行寺	1 —	— 1				0~2歳					
	54	そら保育園	19	大蔵司2丁目30-5	668-6613	つきの ※13	—	1									
	55	りとるすたー高槻園	19	上田辺町10-25(1F)	691-5644	—	—	—									
	56	(仮称)すまいる保育園真上 ※16	19	真上町2丁目5-17	080-4054-4820	決定後に市HP等にてお知らせ				0~2歳							
	57	(仮称)でまるパンビ ※16	19	出丸町4-62	676-2862	—	—	—									
	58	(仮称)ファミカ保育園 ※16	19	上本町12-18	691-7787	—	—	—									
事業所内	1	エンゼル園	6	松が丘1丁目21-9	688-5138	下田部	—	2	8:00~19:00	1~2歳							
	2	のばら保育園たかつき	15	南松原町11-6	671-3355	高槻双葉	—	7	7:30~19:30	6ヶ月~2歳							

※15 でまるキッズ及びでまる保育園は、令和8年3月まで0~2歳児クラス、令和8年4月から1~2歳児クラス。 ※16 令和8年4月に新規開設予定の3施設の詳細につきましては、差込資料もご確認ください。

【小規模保育事業所等をお考えの方は、次ページ「卒園後の進路について」もご確認ください】

※小規模保育事業等の卒園後の進路について

小規模保育事業所等（31～32 ページに一覧表）は0～2歳児までの保育となるため、卒園後の進路についてお考えいただく必要があります（3歳児からの保育の利用を希望する場合には、あらためて市の入所選考を経ていただくことになります。18 ページ参照）。下記お知らせを、卒園後進路の一案としてご参照ください。

<お知らせ① 小規模保育事業所等卒園児優先受入枠について>

① 民間保育園・民間認定こども園の場合

小規模保育事業所等に連携施設がある場合（31～32 ページ参照）、卒園児童は連携施設の優先枠に申し込みます。優先受入枠に申し込んだ児童のみで入所選考を行い、内定児童を決定します。（1号枠・企業主導型保育事業の優先受入枠については、受入施設にて内定児童を決定します。）

例）在籍する小規模保育事業所等に2号枠2名分の連携施設がある場合で、卒園児童8名のうち4名が連携施設の優先受入枠（2号枠）を申し込んだ場合、申し込まれた4名で入所選考を行い、2名の内定児童を決定します。

※連携施設が複数ある場合、「第一希望：A保育所、第二希望：Bこども園」といったように、複数園を希望可能です。

また、完全連携施設（31～32 ページの一覧内の★マーク）については、卒園児童全員分の受入枠が用意されているため、希望された場合、必ず内定となります。

② 公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園の場合

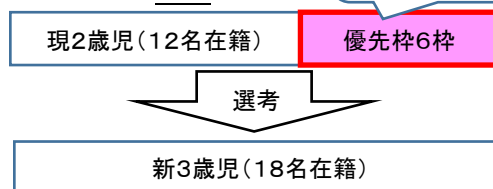
上記の民間連携施設に加え、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園への優先受入枠を設けています（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。

原則、募集見込枠すべてが優先受入枠となり、優先受入枠が埋まらなかった場合のみ、一般枠での入所が決定します。

※募集見込枠は、施設の定員や保育面積、年度ごとの保育士体制の確保状況などにより異なります。

イメージ図

3歳児募集見込枠が6枠の場合



原則全ての枠が
小規模等卒園児優先枠

<お知らせ② 小規模保育事業所等卒園後の進路の一例>

卒園後進路の一例として、下記がございます。

進路①：入所選考を経て、認可保育施設（2号）へ入園

※入所選考における優先枠・優遇加点等については、18 ページ参照

進路②：私立幼稚園や民間認定こども園1号に入園し、その施設の預かり保育を利用

※入園に関するお問い合わせは、直接各施設へお願いします

※預かり保育を実施している施設については、27～28 ページ参照

※預かり保育内容（時間帯・利用可能児童数など）については、直接各施設へお問い合わせください

※幼児教育・保育の無償化に伴うお手続きは、保育幼稚園事業までお問い合わせください

進路③：公立幼稚園（西大冠幼稚園）の就労支援型預かり保育を利用

※お弁当の持参が必要 ※利用時間午前8時～午後6時（土曜・夏休み等含む、延長保育無し）

※芥川幼稚園は、令和8年4月に認定こども園化されます。（3～4 ページ参照）

※41 ページ参照

進路④：企業主導型保育の利用

※幼児教育・保育無償化の対象（2号） ※30 ページに施設一覧あり

※無償化に関するご質問を含め、お問い合わせは直接施設へお願いします

進路⑤：送迎利用保育を利用

※高槻認定こども園分室（城内町）より幼児バスを使用して、三箇牧認定こども園へ

※42 ページ参照

進路⑥：一時的に、高槻認定こども園分室年度利用保育（城内町）や高槻認定こども園休日・一時預かり保育室定期利用（八丁畷町）を利用し、上記進路①～⑤の申込を継続

※高槻認定こども園分室年度利用保育（城内町）については、43～44 ページ参照

※高槻認定こども園休日・一時預かり保育室定期利用（八丁畷町）については、45 ページ参照

※（公立）市立保育所・認定こども園 時間外保育(延長保育)のご案内

市立保育所・認定こども園では、子ども・子育て支援新制度に基づく「時間外保育事業」を実施しています。

1. 「時間外保育」とは

時間外保育とは、「保育必要量（標準時間・短時間）」を超えた保育になります。時間外保育をご利用の場合は、基本保育料とは別に「時間外保育料」をお支払いいただくことになります。

保育必要量	時間外保育の状況	市立保育所・認定こども園の状況
標準時間 (11時間)	開所時間（11時間）を超えて保育を必要とする場合	開所時間は「7:30～18:30」で、それを超える場合、19:00 までの時間外保育を実施しています。
短時間 (8時間)	開所時間内に設定された利用時間（8時間）を超えて保育を必要とする場合	利用時間帯を「8:00～16:00」もしくは「9:00～17:00」の2種類設定しており、それを超える場合、「7:30～19:00 までの範囲内」で、30分単位で時間外保育を実施しています。 ※育児休業に伴う利用継続（35 ページ参照）を利用中の場合は、「9:00～17:00」のみとなり、それを超える場合は、時間外保育となります。

2. 時間外保育の種類・料金について

「月極利用」と「一時利用」の2種類があります。

月極利用	原則、2ヶ月以上継続して時間外保育の必要が見込まれる場合、月額料金でご利用いただけます。 料金は、乳幼児1人につき、30分までごとに月々2,000円となります。
一時利用	上記以外の「一時的、臨時的」利用で、その都度、料金をお支払いいただきます。 料金は、乳幼児1人につき、30分までごとに200円ずつとなります。

3. 時間外保育の利用開始・利用解除手続きについて

種類によって手続きが異なります。

月極利用 (手続き必要)	利用開始月・利用解除月の前月20日（園がお休みの場合はその前日）までに、「利用申出書（申込・解除）」を園に提出ください。（例：4月からの利用の場合、3月20日まで ⇒ 料金は当月保育料と同時にお支払い。）
一時利用 (手続き不要)	登降園システムにて打刻された時間が規定の利用時間を越えた際に料金が自動的に発生します。（例：標準時間の方が、18時31分以降に打刻⇒ 料金発生 ⇒ 料金は、（市にて集計の上、）翌月保育料と同時にお支払い。）

4. こんな場合はどうなりますか？（Q&A）

質問：電車の延着や道路の渋滞、駐車場の混雑等があったため、18:30 までのお迎えに間に合いませんでした。 この場合、時間外保育料は払わないといけませんか？	回答：恐れ入りますが、時間外保育料をご負担いただきます。 なお、施設には原則送迎用駐車スペースがありません。 徒歩、自転車等の利用にご協力下さい。
質問：育児休業取得に伴い、標準時間から短時間に変更となります。標準時間認定の時には30分の月極利用をしていましたが、育休後（短時間変更後）、時間外保育は利用しない（8時間を超えない）見込みです。 この場合、月極利用の変更手続は必要ですか？	回答：解除の申し出がない限り、申し出期間中、その内容は継続されますので、必要に応じて、解除の手続きをお願いいたします。

5. 高槻市立の各園ではこんな考え方で保育をしています

高槻市立の各園では、子どもたちのよりよい育ちの保障を目指し、「ご家族とともに子どもたちを育てる保育」という基本理念を柱に保育を実施しています。

例えば「就労時間帯と通勤時間帯はどうしてもお迎えにいけない」等、保育の必要性がある限りはご家族に代わり責任を持って子どもたちのために保育を行います。延長保育のご利用にあたっては、制度の趣旨等をご理解いただき、お子様のご負担にならないよう、適切な時間での利用にご協力くださいますようお願い致します。

お問合先：高槻市立保育所・認定こども園各施設 及び 保育幼稚園事業課（TEL：072-674-7692）

【重要】入所後に新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合について

すでに認可保育施設（２・３号）を利用しているお子様の保護者が、新生児（下の子）の出産に伴って育児休業等を取得する場合、以下の３つの方法のいずれかを選択いただきます。

	方法① 利用継続	方法② 退園	方法③ １号認定に変更 ※1
再申込時	加点なし	優遇加点あり ※2	
利用中の子ども（上の子）	継続利用可 ※小規模保育事業所等は２歳卒園時に復職希望される方に限る。	再申込時に加点（＋12点） ※原則同一の雇用契約継続が必要 ※退園した施設以外への申込時も加点	再度２号認定に変更する場合に加点（＋150点） ※同じ施設のみ加点
育児休業に係る子ども（下の子）	—	申込時に加点（３点×申込クラス年齢） ※退園した施設以外への申込時も加点 例）１歳クラスに申込：３点×１歳＝３点 ※０歳クラスに申込：３点×０歳＝０点のため、ご注意ください	

※1 １号認定に変更とは、１号認定の定員が設定されている認定こども園で、育児休業に伴い２号認定から１号認定に変更し、引き続き同一施設を利用した場合を指します。なお、１号認定は３歳～５歳クラス（施設によっては満３歳～５歳クラス）のみです。

※2 入所選考上の加点であり、入園を保証するものではありません。申し込み時の加点については、上記加点の他、きょうだい在籍加点や育児休業明け加点等も考慮した上で考えください。なお、きょうだい在籍加点については、上の子が退園されている場合、加点の対象にはなりません。

方法① 利用継続を選択 ※入所（転所）申込時の加点なし

1. 育児休業に伴う利用継続が必要であると認められる条件

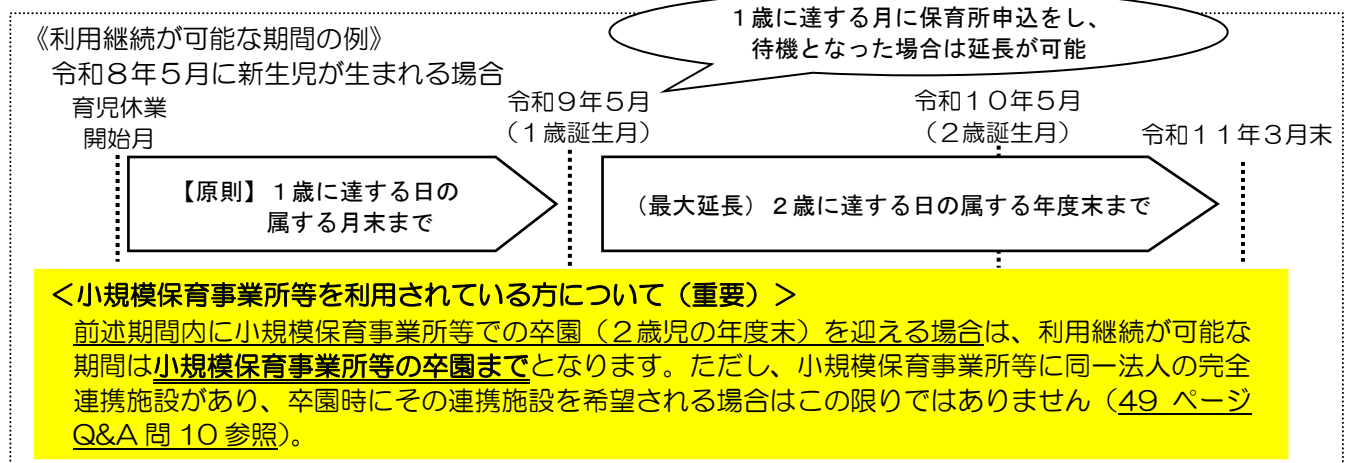
- ・就学を控えているなど、児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合
- ・児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合

2. 利用継続が可能な期間

《原則》育児休業対象児童（下の子）が１歳に達する日の属する月末まで

《例外》期間の延長について

育児休業対象児童（下の子）が１歳に達する日の属する月末まで育児休業を取得し、１歳に達する月に認可保育施設（２・３号）の利用申込みを行い待機となった場合、育児休業対象児童（下の子）が２歳に達する日の属する年度末まで延長が可能です。（なお、「育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書」を提出すると、利用調整（選考）においてマイナス１００点されます。）



3. 保育の必要量

保育短時間認定（８時間程度の保育）のみ

※ 公立保育所・公立認定こども園の場合、育休に伴う利用継続中の預かり時間は 9:00～17:00 のみとなります（34 ページ参照）。

4. お手続き

＜申請期間＞育児休業開始 20 日前まで

＜提出先＞保育幼稚園事業課

＜申請書類＞①教育・保育給付認定申請書、②保育の利用継続申請書、③育児休業等取得証明書

＜利用継続を選択する場合の留意事項【重要】＞

1. 出産要件にて入所（転所含む）された方は、利用継続をご利用いただくことができませんのでご注意ください。
※就労要件等で入所申請されている方でも、入所月が出産予定日 6 週間前から産後 8 週間経過後の翌日に該当する場合は出産要件扱いになります。

＜次ページに続く＞

＜利用継続を選択する場合の留意事項【重要】の続き＞

- 利用継続期間中は、保育施設・事業の変更（転所）はできません。※転所次第職場復帰予定である場合はこの限りではありません。
- 一度育児休業に伴う継続利用をされた方は、優遇加点（育休に伴う退園または1号認定への変更）の適用除外となります。（父の育休に伴い継続利用を選択された場合も適用除外となります。）
- 手続き後に育児休業期間を変更する場合は、変更手続きを行う必要があります。

方法②・③ 退園（1号認定へ変更）を選択 ※再申込時の優遇加点あり

1. 加点条件（下記 A・B 双方に合致することが必要）※合致していても申請しないと加点の対象になりません

A: 退園時と再申込時に原則同一の雇用契約が継続していること。

※ 転職等の場合は加点の対象外。ただし、会社都合（倒産等）により勤務先が変更となった際は、新勤務先での就労時間が同等以上であれば、加点の対象となります。

B: 退園日（1号認定変更申請日）が、「産前6週間」から「下記（1）もしくは（2）の先に迎える月末」まで（卒園を迎える月を除く）。

（1）産後8週経過後の翌日が属する月末。

（2）（父の保育要件が育休になる場合、）父の育休開始日の前日が属する月末。

2. お手続き

＜申請期間＞出産後から産後8週経過後の翌日が属する月末までの間

※条件 B に合致する退園届（1号への給付認定変更申請）を提出済であることが必要

＜申請書類＞①育児休業に伴う「退園・1号認定変更」 証明申込書

②育児休業取得証明書

③教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証（返却用）

＜提出先＞保育幼稚園事業課

《加点対象の退園日・申請期間の例》

（1）出産予定日が9月14日、父が育児休業を取得しない場合

母	～8/3	(産前6週間) 8/4～9/13	(出産日) 9/14	(産後8週間) 9/15～11/9	(母の育休期間)	
					11/10～11/30	12/1～
退園日	対象外	退園日が8/4～11/30の期間であれば再申込時に加点対象（＋12点）				対象外
申請期間	不可		申請可能期間（9/14～11/30）			不可

（2）出産予定日が9月14日、父の育児休業が9月14日から開始の場合

母	～8/3	(産前6週間) 8/4～9/13	(出産日) 9/14	(産後8週間) 9/15～11/9	(母の育休期間)	
					11/10～11/30	12/1～
父	－		父の育児休業期間（9/14～）			
退園日		退園日が8/4～9/30の期間であれば 再申込時に加点对象（＋12点）			対象外	
申請期間	不可		申請可能期間（9/14～11/30）			不可

＜退園・1号認定への変更を選択する場合の留意事項【重要】＞

- 出産要件にて入所（転所含む）された方は、退園・1号認定への変更を選択した場合の優遇加点（育休に伴う退園または1号認定への変更）の対象外となりますのでご注意ください。
※就労要件等で入所申請されている方でも、入所月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は出産要件扱いになります。
- 優遇加点を利用して認可保育施設に入所した児童が、その後転所申請を行った場合は、優遇加点はつきませんのでご注意ください。
- 一度育児休業に伴う継続利用を選択された方は、優遇加点（育休に伴う退園または1号認定への変更）の適用除外となります。（父の育休に伴い継続利用を選択された場合も適用除外となります。）
- 育児休業中に産まれた場合、再申込時は育児休業中に産まれた子（もう1つ下の子）も加点対象となります。
- 3歳児となる4月入所選考にて公立保育施設及び富田認定こども園を希望される場合、原則募集見込み枠全てが小規模保育事業所等卒園児の優先受入枠となり、優遇加点されても募集枠自体がない可能性が高いためご注意ください。

保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、下記のとおり入所選考における保育士等への加点を設けています（51 ページ Q&A 問 17 参照）。

加点条件（1～4をすべて満たす必要あり）

1. 保護者が、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、①2・3号認定定員を設定する認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）にて、保育士・みなし保育士・幼稚園教諭として勤務している又は勤務予定であること。
あるいは、保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設（小規模保育事業所等を除く）、幼稚園、企業主導型保育事業にて、病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

	通常保育・教育	病児保育事業 （病児・病後児・体調不良）
対象施設 対象資格	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業所等、 幼稚園、企業主導型保育事業、 高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	認可保育所、認定こども園、 幼稚園、企業主導型保育事業
保育士	加点対象	加点対象
幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭	加点対象	加点対象外
看護師 准看護師 保健師	加点対象	加点対象
助産師	加点対象外	加点対象

2. 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。
3. お子様が認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。
4. 上記1～3の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課窓口・本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」にございます。）

加点内容

勤務地	市内	市外
2・3号認定定員を設定する認可保育施設	+10点	+3点
幼稚園	+6点	+1点
企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	+1点
認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、 いずれで勤務するかは、まだ決定していない	+6点	+1点

注意事項

- ・本加点は利用調整上の加点であり、入所を保証するものではありませんのでご了承ください。
- ・保護者ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は一方のみ（どちらかのみ）となります。

《認可保育施設の利用者負担額（保育料等）について》

認可保育施設の利用者負担額（保育料・給食費・その他実費（制服代・教材費など））についてご案内します。

1. 利用者負担額（保育料等）について

利用者負担額（保育料等）の金額は、下表のとおりです。

認定区分	クラス	保育料（※1）	給食費（金額は公立の場合）※2	その他実費
教育認定 （1号）	満3～5歳児	無料	3,000円 （主食費 700円＋副食費 2,300円）	施設により、制服代・教材費などがあります。 料金等については、 各施設にお問い合わせ ください（※3）
保育認定 （2・3号）	3～5歳児	無料	5,800円 （主食費 1,300円＋副食費 4,500円）	
	0～2歳児	「保育料金額算定表（次ページ）」のとおり ※利用者負担額（保育料等）には給食費が含まれています		

※1 延長保育料金額について、公立施設は34ページを参照ください。民間施設は各施設にお問い合わせください（市ホームページ掲載の情報提供資料にも記載があります（裏表紙にQRコードあり））。

※2 給食費（1号3,000円、2号5,800円）は公立施設における金額です。民間施設は各施設にお問い合わせください（情報提供資料（裏表紙にQRコード）にも記載があります）。

※3 市ホームページ掲載の情報提供資料にも記載があります（裏表紙にQRコードあり）。

2. 利用者負担額（保育料等）の支払方法について

利用者負担額（保育料等）の支払方法は、下表のとおりです。

公・民	施設区分	支払い先（支払い方法）			
		保育料	給食費	その他実費	
公立	保育所	市（口座振替） （※１・※２）	市（口座振替） （※１）	施設 （支払方法は各施設にお 問い合わせください。）	
	認定こども園				
民間	保育園	市（口座振替） （※１・※２）	施設（支払方法は各施設にお問い合わせください。）		
	認定こども園				
	小規模等				

※1 引き落とし日は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

※2 保育料は公立保育所・民間保育園ともに口座振替。延長保育料は、公立保育所は口座振替。民間保育園は各施設へお問い合わせください。

3. 【3～5歳児】給食費における副食費減免について

下記のA・Bいずれかに当てはまる場合は、給食費における副食費が免除されます。

【A】父母（祖父母等を含める場合あり）の市民税所得割額の合計額が一定額に満たない世帯

認定区分	副食費減免対象の市民税所得割額（※1）	
	一般世帯	福祉世帯（※2）
教育（1号）	77,101円未満	
保育（2号）	57,700円未満	77,101円未満

※1 市民税所得割額は、次ページ「4. 【0～2歳児】利用者負担額（保育料）の算定基準について」記載の基準により算定されます。

※2 福祉世帯とは、ひとり親家庭世帯・在宅障がい児（者）がいる等の世帯のことです。

【B】第3子以降の子ども

40ページの『多子軽減制度における「きょうだいカウント方法」』に準じて第何子なのかをカウントし、第3子以降のお子様の副食費を免除します。

4.【0～2歳児】利用者負担額（保育料）の算定基準について

- 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）は、児童と同一世帯の保護者（生計を一にしていれば世帯分離していても同一世帯とみなします）の市民税所得割額の合計額に基づき算定します。
- 利用者負担額（保育料）算定時に、住宅ローン控除・寄付金控除（ふるさと納税等）・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の税額控除は反映されません。
- 利用者負担額（保育料）は、下表のとおり、4月分～8月分は前年度分の市民税所得割額に基づき、9月分～翌3月分は当年度分の市民税所得割額に基づき算定します。

令和7年度		令和8年度	
4月～8月	9月～3月	4月～8月	9月～3月
令和6年度市民税額を基に算定		令和7年度市民税額を基に算定	令和8年度市民税額を基に算定

- 保護者（必要な場合祖父母を含む）の保育料算定資料（市・府民税課税証明書等）の提出が必要な方で、期限までに提出がない場合は、最高ランク（B13 階層、第1子の標準時間で月々69,000 円）の保育料設定がされますので、ご注意ください。
- 保育料が確定した後に、保育料算定資料（市・府民税課税証明書等）が提出された場合、算定しなおすのは申出日（提出日）の翌月分からです。さかのぼって確定済みの利用者負担額（保育料）を減額することはできませんので、早めの申し出をお願いします。

<保育料金額算定表（0～2歳児）>

【0～2歳児】		一般世帯				
		多子 計算 基準	標準時間認定		短時間認定	
			第1子	第2子	第1子	第2子
階層	定義					
A	市民税非課税世帯等	特例	0	0	0	0
B1	48,600 円未満		10,000	5,000	9,800	4,900
B2-1	57,700 円未満		13,000	6,500	12,700	6,350
B2-2	60,600 円未満	一般	13,000	6,500	12,700	6,350
B3	76,000 円未満		17,000	8,500	16,700	8,350
B4-1	77,101 円未満		20,000	10,000	19,600	9,800
B4-2	87,900 円未満		20,000	10,000	19,600	9,800
B5	97,000 円未満		23,300	11,650	22,900	11,450
B6	129,200 円未満		30,500	15,250	29,900	14,950
B7	141,100 円未満		33,400	16,700	32,800	16,400
B8	169,000 円未満		41,100	20,550	40,400	20,200
B9	207,900 円未満		45,800	22,900	45,000	22,500
B10	249,100 円未満		49,400	24,700	48,500	24,250
B11	301,000 円未満		51,100	25,550	50,200	25,100
B12	397,000 円未満		56,600	28,300	55,600	27,800
B13	397,000 円以上	69,000	34,500	67,800	33,900	

※福祉世帯とは、ひとりの親家庭世帯・在宅障がい児（者）が
いる等の世帯のことです。

福祉世帯				
多子 計算 基準	標準時間認定		短時間認定	
	第1子	第2子	第1子	第2子
特例	0	0	0	0
	5,000	0	4,900	0
	6,500	0	6,350	0
	6,500	0	6,350	0
	8,500	0	8,350	0
一般	9,000	0	8,840	0
	20,000	10,000	19,600	9,800
	23,300	11,650	22,900	11,450
	30,500	15,250	29,900	14,950
	33,400	16,700	32,800	16,400
	41,100	20,550	40,400	20,200
	45,800	22,900	45,000	22,500
	49,400	24,700	48,500	24,250
	51,100	25,550	50,200	25,100
	56,600	28,300	55,600	27,800
	69,000	34,500	67,800	33,900

5. 保護者年間所得が合計48万円未満で、祖父母等と同居されている方へ

保護者の収入だけでは生計維持が難しい（保護者の年間所得が 48 万円（給与所得者の場合、年間収入 103 万）を超えない）方が、お子様の祖父母等に当たる方と同居されている場合、保護者収入に加え、祖父母等の収入も利用者負担額（保育料）算定及び副食費減免判定の対象に含めます。複数の親族が収入を得ている場合は、所得額を比較し、一番額の高い方を家計の主宰者（生計中心者）として算定（判定）対象に含めます。

例：保護者の合計年間所得が40万円だが、同居している祖父の年間所得が200万円の場合
⇒ 合計所得240万円として利用者負担額（保育料）を算定します。

また、保護者の収入が増えて、生計維持が可能（3～4 ヶ月程度の平均収入が8万6千円以上）になりましたら、同居の親族と別生計と認められる場合もありますので、早めに申し出ください。給与明細などで確認の上、別生計と認められた場合、保護者のみの収入により算定をします。

例：上記例の場合、保護者の3～4 ヶ月程度の平均収入が8万6千円以上と分かるもの（給与明細など）を提出いただくことで、保護者のみの所得40万円で利用者負担額（保育料）を算定できます。

6. 多子世帯の負担軽減制度について（第2子：半額免除、第3子以降：全額免除）

認可保育施設の保育料について、第2子が半額免除、第3子以降が全額免除となる制度があります。お子さまが第何子としてカウントされるかは、下表のとおり、認定区分（教育・保育）によって異なります。

多子負担軽減制度における「きょうだいカウント方法」

認定区分	きょうだいカウント方法	
教育（１号）	<u>小学校３年生以下の範囲</u> で、第何子かをカウント	※ただし、下記「きょうだいカウントの対象施設」に在籍されている児童がカウント対象
保育（２・３号）	<u>小学校就学前までの範囲</u> で、第何子かをカウント	
特例	<u>年齢に関係なく給付認定保護者と生計を一にしている子どもの中</u> で、第何子かをカウント 【対象世帯】保育料算定の対象となる市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯 （福祉世帯（※１）の場合は 77,101 円未満の世帯）	

※1 福祉世帯とは、ひとり親家庭世帯・在宅障がい児（者）がいる等の世帯のことです。

きょうだいカウントの対象施設

兄弟姉妹が下表の施設に在籍されている場合、きょうだいカウントの対象となります。

きょうだいカウントの対象施設	
①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③児童心理治療施設、④児童発達支援	手続き 必要
①認可保育所、②認定こども園、③幼稚園、④小規模保育事業所等 ⑤高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑥高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）	手続き 不要

※月途中入所の場合、きょうだいカウントの適用は翌月分からとなります（入所月はカウントされません）。

高槻認定こども園分室（年度利用保育）または、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）に入室されている場合

多子世帯の負担軽減制度の対象は、認可保育施設に在籍している児童に限定されます。高槻認定こども園分室（年度利用保育）及び、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）は、市が運営・運営委託する認可外保育施設のため当制度の対象外となりますが、市の施策として当制度の対象としています。ただし、下の子であっても認可保育施設に在籍している児童が先にカウントされます。

（例1）

	在籍施設	多子負担軽減制度上の取扱い	実際の保育料の取扱い
長女	高槻認定こども園分室	対象外（免除なし）	→ 第2子扱い（半額免除）
次女	認可保育所	第1子扱い（免除なし）	第1子扱い（免除なし）

（例2）

	在籍施設	多子負担軽減制度上の取扱い	実際の保育料の取扱い
長男	認可保育所	第1子扱い（免除なし）	第1子扱い（免除なし）
次男	高槻認定こども園定期利用	対象外（免除なし）	→ 第3子扱い（全額免除）
3男	認可保育所	第2子扱い（半額免除）	第2子扱い（半額免除）

7. 利用者負担額（保育料等）の減免・減額について

生計を主として維持する方の退職（会社都合）等による世帯収入の著しい減少や災害等で納付が困難になった際に、認可保育施設・高槻認定こども園分室（年度利用保育・送迎利用保育）の保育料等を減免・減額できる場合があります。詳細は [54 ページ](#) の【保育料減免・減額】をご覧ください。

＜子育てしやすい まち たかつきを目指して ～利用者負担額（保育料）の負担軽減に努めています～＞

子ども・子育て支援新制度では、保育所等の教育・保育施設、事業所を利用する際の利用者負担額（保育料）は、国によりその基準額が定められています。高槻市では、市独自の助成を行うことで、国基準よりも、利用者全体で約25%軽減しています。

（金額・割合は令和6年度実績）

本来の利用者負担額〔13億3千万円〕	
実際の利用者負担額〔9億9千万円〕	高槻市の助成分3億4千万円



公立幼稚園（芥川幼稚園・西大冠幼稚園） 就労支援型預かり保育のご案内



高槻市では、芥川幼稚園（真上町1丁目）・西大冠幼稚園（城南町3丁目）の2園で、保育要件がある方（主に就労されている方）を対象とした預かり保育を実施しています。

※芥川幼稚園は、令和8年4月に「たかつき芥川認定こども園」に移行するため、令和8年4月以降の募集はございません（3～4ページ参照）。

1. 入園資格

- 3歳児～5歳児クラスの児童
- 入園希望月の1日時点で高槻市内に住所を有している
- 保護者のいずれもが、保育認定の必要要件（7ページ参照）を有している

2. 就労支援預かり保育概要

実施時間：午前8時から午後6時まで（※延長保育はありません）

預かり日：月曜日～金曜日又は月曜日～土曜日

※幼稚園の夏季・冬季・春季休業日も保育を実施します（年末年始はお休み）。

※土曜の預かり保育は、土曜保育が必要であることが確認できる場合のみ利用できます（いずれもの保護者の土曜出勤記載の就労証明書の提出など）。

保 育 料：保育料無償化により無料（※別途、教材費等の支払いは必要）

定 員：

	3歳児	4歳児	5歳児
芥川幼稚園 ※令和8年3月まで	8人	12人	20人
西大冠幼稚園	8人	17人	25人

留意事項：

- 預かり保育では給食は実施されません。お弁当の持参が必要です。
- 行事等への協力依頼がなされる場合があります。
- 保育認定の必要要件に該当しなくなった場合、退園いただきます（ただし、通常の幼稚園枠に空きがある場合はコース変更が可能）。
- 参加は任意となりますが、PTA活動を行っています。

3. 申込方法

申込者が定員超過の場合、高槻市保育の利用選考基準（点数表、19～22ページ参照）に基づき、入所選考を行い、内定者を決定させていただきます。

※幼稚園（通常の幼稚園枠）・認定こども園1号、認可保育施設（保育所等）、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室との併願が可能です。

申込期間：入園希望月の前月10日まで（10日が土日祝日の場合は、前開庁日）

※4月入園分：令和8年2月3日（火）～13日（金）まで（8ページ参照）

申込書類：①入園・預かり保育申込書（様式第1号）、②入園預かり保育申込書〈別紙〉、③教育・保育給付認定書、④要件書類（就労証明書等、保護者いずれもの分が必要）、⑤発育状況調書、⑥母子手帳

※本市に転入された方は課税状況確認書類も必要です（12ページ参照）

※利用申込時にあたりご用意いただく書類（14～15ページ参照）に該当あれば、提出をお願いします（すでに認可保育施設の申し込み等で提出済みの場合は提出不要ですので、職員まで提出済みとお声がけください）。

受付場所：保育幼稚園事業課（高槻市役所総合センター7階）

選考方法：定員を超過した申し込みがあった場合、高槻市保育の利用選考基準に準じて入所選考を行います。

選考結果：入園希望月の前月25日頃（内定者へのみ郵送にて通知）

4. その他

上記に加え、市ホームページの、幼稚園・保育所等に関する様式集（裏表紙にQRコードあり）内の「4-4 公立幼稚園（就労支援型預かり保育）」の『市立幼稚園就労支援型預かり保育に係る申込案内（PDF文書）』もご参照ください。

【問合先】保育幼稚園事業課 TEL：072-674-7692

幼児バスによる送迎のご案内

市立三箇牧認定こども園

(三島江1丁目)



高槻認定こども園分室

(城内町)

RISE 芝生保育園、ほしの保育園

(芝生町2丁目)

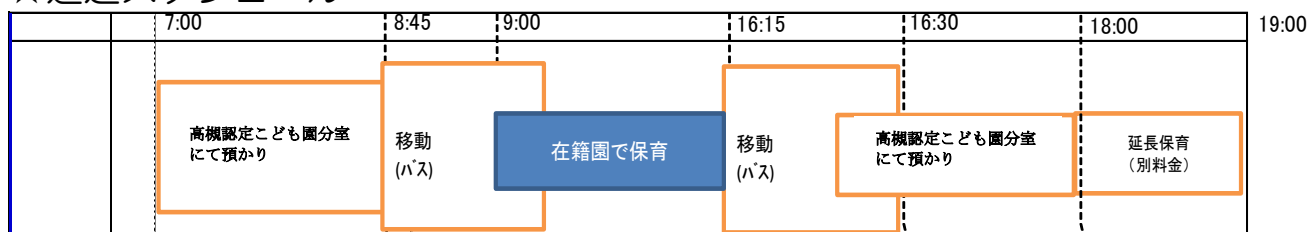
(芝生町2丁目)

※高槻認定こども園(八丁畷町)
とは別の場所です。

★高槻認定こども園分室(城内町1-14)から三箇牧認定こども園(三島江1-13-6)、RISE 芝生保育園(芝生町2-32-20-107)、ほしの保育園(芝生町2-21-28-110)に、幼児専用バスで送迎を行います。

★朝夕のお子様のお預け・お迎えは高槻認定こども園分室で行い、日中の保育は在籍園(三箇牧認定こども園、RISE 芝生保育園、ほしの保育園)で行います。バスには保育士が同乗いたします。

★送迎スケジュール



送迎利用保育概要

定員：20名

対象：市内在住の保育認定(2・3号)を受けており、満2歳以上の、三箇牧認定こども園・RISE 芝生保育園・ほしの保育園に在籍する児童

場所：高槻認定こども園分室で、お預け・お迎え

日時：月～金(祝日除く) ※土曜日は利用できません。

朝 7:00～8:30

夕 16:30～18:00(19:00まで延長あり)

料金：送迎利用料 2,000円/月
(市民税非課税世帯は半額)

延長保育料 2,000円/月(希望者のみ)

※在籍園の給食費等が別途かかります。

●ご利用の注意

- ・随時、在籍園の職員が高槻認定こども園分室にお伺いするなどして、保護者様にお子様の様子をお話しさせていただきます。
- ・行事や急にお熱が出た場合などには、保護者ご自身で、在籍園に行ってください必要があります。
- ・お子様がお一人でバスに乗車できることが必要です。お子様の個別の状況によっては、ご利用いただけない場合があります。ご心配がある場合は、予め、保育幼稚園総務課までご相談ください。
- ・送迎利用保育は株式会社ポピンズエデュケア及び高槻市営バスに委託して実施しています。
- ・ご利用希望の場合は、利用開始希望月の認可保育施設入所申込締切日までに申請が必要です。
- ・定員に達した場合、認可保育施設に内定しても送迎利用をご利用いただけない場合があります。

高槻市子ども未来部保育幼稚園総務課(TEL 072-648-3273)

高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課(TEL 072-674-7692)

令和7年度 高槻認定こども園分室（年度利用保育）のご案内

- お申込の際には必ず入室要件をご確認の上、保育幼稚園事業課でお申込ください。
- 所在地：城内町1-14（高槻認定こども園（ハ丁畷町）とは別の場所です。）
- 見学の問い合わせ：072-676-7441（高槻認定こども園分室）
※見学については、ご希望の日時にそえない場合があります。
- 入室に関する問い合わせ：072-674-7692（保育幼稚園事業課）

高槻市には、認可保育施設・事業所の利用希望者のうち、保育の必要性が高い方（週5日勤務かつ週30時間以上の就労が常態となっている方や、同条件で就労予定の方など）で、認可保育施設等の利用ができていない児童に対し、臨時的に入室することができる「高槻認定こども園分室（年度利用保育）」（以下、年度利用保育）があります。
※年度利用保育の運営は、株式会社ポピンズエデュケアに委託しています。

1. 入室要件

認可保育施設等の申し込みを済ませている児童で以下に当てはまるもの

- ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態としている
 - ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態とすることが決まっている（就労予定）
 - ◆ 妊娠・出産要件（産前産後期間）または災害復旧要件等
- ※ 現在、幼稚園・事業所内保育事業所（従業員枠含む）・企業主導型保育事業に在籍している児童は除きます。

2. 年度利用保育概要

＜対象年齢＞ 0歳児 ～ 5歳児（生後57日目から入室可）

＜定 員＞ 50名 ※入室児童の年齢構成等によっては、定員に達していなくても入室できないことがあります（0歳児の児童数が多い場合等）。

＜開室時間＞ 午前7：00 ～ 午後7：00（午後6：00以降は別途申請および延長利用料が必要です。）

＜利用期限＞ 入室年度の3月31日まで（就労予定は入室後2ヶ月まで、産前産後・災害復旧等は期間終了まで）
※詳細は次ページ＜入室要件の取扱い・利用期限＞参照

＜利用料＞ 3歳未満児：月額35,000円（市民税非課税世帯は無料、利用料の兄弟姉妹減免制度あり）
3歳以上児：無料（無償化対象のため。給食費月額5,800円が保護者の実費負担となります）
※月途中入退室の場合の日割り計算可（ただし、退室の前月20日までに退室届を提出された方のみが対象。前月21日以降に退室届を提出された場合については日割り計算の対象外となります）

＜延長利用料＞ 月額2,000円 ※月途中入退室の場合の日割り計算可（ただし、上記と同じ条件の場合のみ）

＜給 食＞ 施設内調理

食物アレルギー対応については、卵・乳のみ、量の多少に関係なく完全除去食対応となります。それ以外のアレルギーについては対応できませんので、弁当持参のご協力をお願いいたします。なお、おやつ時間に提供する菓子・牛乳・ヨーグルトについては、卵・乳・小麦を含まない菓子及び豆乳の代替食対応となります。また、0歳児における粉ミルクについては、代替品で対応します。詳細は保育幼稚園総務課（072-648-3273）までお問い合わせください。

＜多子世帯の負担軽減について＞

多子世帯については、負担を軽減する制度があります。なお、上の子・下の子に関わりなく、高槻認定こども園分室（年度利用保育）の保育料減免が優先されます（詳細は、40ページ【6. 多子世帯負担軽減制度について】をご参照ください）。

＜そ の 他＞ *保育士の配置基準、入室児童1人あたりの面積基準等は認可保育施設に準じます。
*イベントはお誕生日会程度になります。運動会等の行事はありません。
*お客様の個別の状況によっては、入室いただけない場合があります。ご心配がある場合は、予め、保育幼稚園総務課（648-3273）へご相談いただきますよう、お願いします。

3. 入室日および申込締切

※入室申込の受付は入室要件を満たす時から可能となります。

- ◆入室日：1日入室（入室月末日までの育休復帰・就労開始が必要）
- ◆申込締切日：前月10日締切（例：5月1日入室 ⇒ 4月10日締切）
※10日が土日祝日の場合は、前開庁日となります。
※申込手続きは保育幼稚園事業課窓口又は郵送での受付となります（FAXでの受付不可）。
- ◆選考結果判明日：前月22日頃 ※内定者にのみ文書通知します。

※翌年度当初（令和8年4月）から入室を希望する場合 第1期：2月13日締切 第2期：3月18日締切
※令和7年度に入室申込されている方も、令和8年度の利用を希望する場合は、再度入室申込をしていただく必要があります。

4. 入室における注意事項（以下の内容をご了承いただいた上でお申し込みください）

<入室選考>

- ◆クラス年齢別の定員設定はありません。
- ◆入室児童の年齢構成等によっては、定員に達していなくても入室できないことがあります（0歳児の児童数が多い場合等）。
- ◆申込多数となった場合は、認可保育施設等の利用調整の点数を引用して選考します。

<延長保育の利用>

- ◆延長保育の利用には申請が必要です。予め延長保育を利用することが明らかな場合は、申込時に申請書の口欄をチェック（☑）してください。延長保育の利用回数に関わらず料金が発生します。申請および入室後、延長保育が必要または不要となった場合は、別途様式で申請が必要です（申請月の翌月から変更となります）。

<（就労予定で入室された場合）就労証明書の再提出について>

実際に就労開始された後、就労証明書を再提出してください。

- ※ **入室後の契約内容の確認**になりますので、勤務先に記入していただくようお願いします。
- ※ **提出期限：入室後2ヶ月以内**

<入室要件の取扱い・利用期限>

- ◆入室後、退職等の理由で入室要件を満たさなくなった場合、その月末で退室となります。
※月末までに再就職等により再度入室要件を満たした場合は、この限りではありません。
- ◆申込締切時に、就労予定で入室された場合、利用期限は入室後2ヶ月までとなります。
※就労証明書の再提出により、契約内容が確認できた場合に限り、利用期限が年度末までとなります。
※就労証明書において、週5日勤務かつ週30時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆申込締切時に、就労している状態で入室された場合、利用期限は年度末までとなります。
- ◆育児休業明け復帰の方は、産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出が必要です。
※育休復帰証において、週5日勤務かつ週30時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆申込締切時に、妊娠・出産または災害復旧等で入室された場合、利用期限は期間終了日が属する月の月末です。

<入室後、認可保育施設等に内定した場合の取扱い>

認可保育施設等に内定した場合、年度利用保育の利用は終了となり、内定施設へ入園となります。
内定を辞退された場合にも、年度利用保育の利用を継続することはできません。



<安満遺跡公園隣接の高槻子ども未来館 1 階>

高槻認定こども園休日・一時預かり保育室のご案内

2つの利用方法があります

随時利用

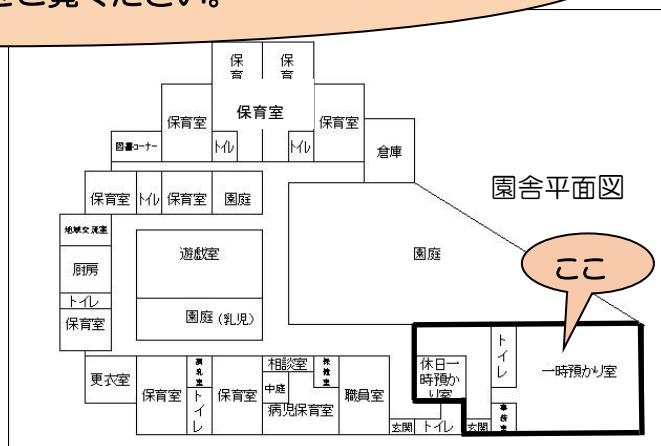
- ★休日も含め1時間から利用できる
- ・事前登録制
- ・登録後、先着順で利用予約受付

定期利用

★月極めで利用（最大3ヶ月）

- ・先着順にて入室受付
※受付開始時点で募集人数を超えた場合抽選
- ・毎月中旬に次月入室募集
※繰り返しての利用は、改めて先着順で受付
(優先枠はありません)

申し込み場所、受付時間等の詳細は、
市ホームページをご覧ください。



..... 保育内容

随時利用

保護者が急な仕事や用事などで家庭での保育ができない時にご利用いただけます（1時間単位）。
定員：10名（要予約）
対象：市内在住の6ヶ月～就学前の乳幼児（満年齢）
日時：休日を含む毎日（5/3～5、12/29～1/3除く）
9:00～17:00
料金：3歳未満 700円/時（1日最大3,500円）
3歳以上 500円/時（1日最大2,500円）
※昼食が必要な場合は、お弁当を持参ください。
給食を利用することもできます（実費負担）。

定期利用

求職活動など一定期間子どもを預けたいときなどに利用できます（最大3ヶ月、年度末で一旦退所必要）。
定員：50名（先着順受付。抽選の場合あり）
対象：市内在住の保育認定（2、3号）を受けている
1歳～就学前の幼児（1歳満了後の4月1日から利用できます）
日時：月～土（祝日除く）
7:30～18:30（19:00まで延長保育あり）
料金：3歳未満（住民税非課税世帯） 利用料無料＊
3歳未満（上記以外） 35,000円/月
※3歳未満の給食・おやつは利用料に含みます。
3歳以上 5,800円/月（利用料無料。給食実費分）＊
延長保育 2,000円/月
＊無償化による。3歳以上は給食実費分が必要。



高槻認定こども園休日・一時預かり保育室
TEL 072-681-1031

《よくいただくお問い合わせについて（Q&A）》

窓口やお電話にていただくお問い合わせについて、Q&Aとして下記にまとめました。

※ 一般的な回答となり、各々の状況に応じて異なる場合もあるので、あくまで参考資料としてご利用ください。ご自身の状況に基づいたお問い合わせは、個別、保育幼稚園事業課窓口まで、来庁またはお電話いただきますようお願いいたします。

問1. 園見学は必須ですか？見学する・しないで入所選考に影響しますか？

回答 園見学は入所申込の必須要件ではありません。また、入所選考にも影響しません。ただし、市としては、予め、希望施設へ見学いただくことをお勧めしています。

園見学をすることで、

- ① 自宅から施設までの所要時間、施設から職場までの所要時間がどのくらいか？
(交通渋滞・駐車場の有無などの関係で想定以上に送迎時間がかかることがないか？)
- ② 送迎が可能な距離か？
- ③ お子様にアレルギー等がある場合に、希望施設は除去食などの対応が可能か？
- ④ 保育料以外の「その他実費（入園受入準備金・制服代・教材費など）」は想定の内か？

などの複数のポイントを、実際に園に行って、直接園と相談・確認をされた上で、希望園を選択されることをお勧めします。そうすることで、第1希望に内定がでたものの、「これらの問題で入園ができなかった。第2希望の園だったら問題なく入園できたのに…」というような、内定辞退という結果を防ぐことができます。

なお、毎年4月・5月は、新規入園児童の対応で、保育施設が慌ただしくしている時期となるため、園見学のお問い合わせは、可能な限り、新規入園児童が保育環境に慣れてくる6月以降にいただきますようご協力をお願いします。

問2. 入所（転所）の申し込みは、毎月必要ですか？

回答 不要です。一度入所申込（転所申込）をいただければ、待機となった場合に次月以降も自動的に申込が継続されます。ただし、妊娠出産・求職活動・就学要件など認定期間に終期がある場合は、終期までに要件の更新を行う必要があります。

また、令和8年5月入所選考までに申し込まれた方には、5月～6月頃に現況届・要件書類（就労証明書など）・その他必要書類の提出をお願いしています。これらが未提出の場合、入所選考の対象外となりますので、ご注意ください。なお、令和8年6月入所選考以降に申し込まれた方は、令和8年度の現況届等の提出は不要です。

お子様の申込状況をご確認されたい場合は、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

問3. 申し込み後、希望園の追加・変更、申込取下げは可能ですか？電話での受付は可能ですか？

回答 「保育の利用申込内容変更申請書」を申込締切日までに提出いただくことで可能です。

電話での追加・変更は受付しておりません。郵送もしくは直接持参での受付となります。

書類については、窓口及び市ホームページの様式集（裏表紙にQRコードあり）にて配布しています。

問4. 高槻市外から転入予定ですが、入所申込は可能ですか？

回答 賃貸借契約書など、高槻市への転入を証明する書類をご用意いただくことで入所申込が可能です。
また、合わせて市・府民税課税証明書（または住民税決定通知書）の提出をお願いします。

※12ページ「2. 高槻市へ転入予定の方 及び 令和7年1月2日以降に高槻市へ転入された方が必要な書類」欄を参照

※入所が決定した場合、入園月の1日までに高槻市に転入（住民票を移動）いただく必要があります（入園月1日までに高槻市に転入されない場合、内定取り消しとなります）。

問5. 入所（転所）申込時に提出する母子健康手帳について、どのページを提出すれば良いでしょうか？

回答 郵送申し込みの際は、下記記載ページのコピーを、ご提出いただきますようお願いします。

①表紙、②出産の状態、③健康診査、④発育曲線、⑤予防接種の記録

保育幼稚園事業課窓口へお越しの上、お申し込みされる場合は、窓口にて上記ページを職員が確認するため、母子健康手帳原本をご持参ください（コピー不要です）。

問6. 時短勤務を検討していますが、入所選考の点数はどうなりますか？

回答 時短勤務をされていても、週30時間以上就労されている場合は、通常の雇用契約の就労時間（時短勤務をとっていない場合の就労時間）で採点させていただきます。

ただし、週30時間未満の場合は、時短勤務後の就労時間で採点させていただくことになります。

育児休業中の方が、入所内定後、職場復帰後の時短勤務時間を週30時間未満に設定し、当ルールにより時短後の就労時間にて再選考（再採点）の対象となり、内定取消となるケースがありますので、ご注意ください（23ページ参照）。

また、勤務先法人が産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄を誤って記入したことで、内定取消等となるケースも発生しておりますので、提出書類は保護者ご自身が必ず最終確認するなど、ご注意ください（23ページ参照）。

問7. まだ入所申込をしていませんが、待機証明書の発行は可能ですか？

入所申込を取り下げた月の待機証明書の発行は可能ですか？

回答 待機証明書は、実際に入所選考が行われた結果、待機となったことを証明する書類ですので、入所申込をしていない月・取下げた月について、待機証明書を発行することはできません。

なお、後日、入所申込をいただくことで、利用状況証明書（第1希望の園が当該月に定員一杯であったこと等を証明する書類）を発行することは可能です。ただし、証明書の提出先（ご勤務先やハローワーク等）によっては、待機証明書の提出が必須（利用状況証明書は受付不可）である場合があります。そのような場合においても待機証明書は発行できませんので、計画的に入所申込いただきますようお願いいたします。

問8. 入所選考申込期日～入園までの間に転職する場合、内定取り消しとなりますか？

回答 入所選考基準が令和8年4月入所より変更となるため、3月入所選考までと4月入所選考からの取扱いが変わります。それぞれ、下記のとおりとなります。

令和8年3月入所選考まで

下記①～⑤を1つでも満たさない場合は、再選考（再採点）が実施され、内定取り消しとなる可能性があります（下記①～⑤を全て満たす場合においても、個々の状況により内定取り消しとなる可能性がございます。詳しくは、保育幼稚園事業課までご相談ください。）

① 入園月の1日時点で、転職先での就労を契約上開始していること。

※12月入所選考の場合、転職先での契約上の就労開始日が12月2日以降になると、「就労予定（週40時間で24点）」として再選考（再採点）の対象となり、内定取り消しの可能性あり。

② 転職先での就労時間が、転職前の就労時間と同時間以上であること。

③ 前勤務先法人退職日と、転職先法人就職日の間（無職の期間）が、1ヶ月以内であること。（もしくは、月末退職し翌々月1日時点で再就職先での就労を開始していること。）

※10月29日退職（月途中退職）で12月1日再就職の場合、1ヶ月を越えるため、内定取り消しの可能性あり。

※11月中の退職で、12月2日以降の再就職の場合、1ヶ月以内の再就職であったとしても、上記①を満たさなくなるため、内定取り消しの可能性あり。

④ 転職先法人の就労証明書に加え、前勤務先法人の就労証明書や離職証明書（いずれも退職日の記載必須）もしくは、ハローワーク発行の離職票（離職年月日の記載必須）を提出していること。

⑤ 育児休業取得中でないこと。

転職により育休復帰加点（クラス年齢×2点）の対象外となるため。

令和8年4月入所選考から

上記②と⑤の両方を満たさない場合は、再選考（再採点）が実施され、内定取り消しとなる可能性があります（下記②と⑤の両方を満たす場合においても、個々の状況により内定取り消しとなる可能性がございます。詳しくは、保育幼稚園事業課までご相談ください。）

※令和8年4月入所選考より、入所選考基準の「就労予定」が廃止され、「就労」に統合されることにより、上記①・③・④は満たす必要がなくなります。（24ページ参照）

問9. 入園日や育児休業からの職場復帰日は何日になりますか？

回答 入園日は、原則1日です（0歳児で生後57日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能）。育休から職場復帰される方は、入所月の月末までの復帰が必要です（入園月の月初めに復帰しなければならないわけではありません。慣らし保育期間なども考慮に入れて復帰日を設定いただようお願いします）。

例：4月1日入所の場合、4月30日までの復帰が必須

（もし4月30日が土日であっても、4月中の職場復帰が必須）。

※10ページ参照

問10. 育児休業に伴う利用継続について、他認可保育施設へ転園する場合や、小規模保育事業所等から卒園後に保育所・認定こども園へ進む場合に、継続できないのはなぜですか？

回答 原則、育児休業等を取得されている期間は家庭内保育が可能であると見なされるため、保育要件（就労・出産・病気・介護など）をお持ちではない方として、通園することができません。（育児休業中に認可保育施設に内定となった場合、入園月中に職場復帰いただく必要があるのも、この理由によります。）

ただし、児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合に関しては、保育施設の在籍継続が認められる制度があるため、入所後、新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合に限り、在籍継続が認められます（35～36ページ参照）。

しかしながら、転園や小規模保育事業所等から卒園後に保育所・認定こども園へ進まれる場合、異なる保育施設へ進まれることで環境自体が変化することになるため（※1）、環境の変化が好ましくないと思慮される場合に当てはめることができなくなり、育児休業に伴う利用継続が認められず、通園を継続されるには、原則にあるとおり、職場復帰いただく必要が発生します（※2）。

※1 小規模保育事業所等から同一法人の完全連携先に進まれる場合については、環境の変化が無いものと見なすことができるため、育児休業に伴う利用継続の延長を可能としています（35ページ参照）。

※2 職場復帰されず内定辞退される場合、育児休業に伴う利用継続を経験された後の退園となるため、育児休業に伴う退園加点（退園した児童本人+12点、退園した児童の兄弟姉妹+3点×クラス年齢）については対象外となります。（36ページ下部の留意事項「3」を参照）

問11. 兄弟で申し込むのですが、現在育児休業中であり、兄弟のうち1人だけが内定となっても、もう1人の預け先が確保されなければ職場復帰できません。1人だけ内定が決まるようなことがないように申し込みできますか？

回答 「兄弟姉妹入所条件書」を提出いただくことで、色々な内定パターンを選んでいただけます。

その中で、兄弟姉妹1人だけ内定が出るということがないように設定いただけます。反対に、兄弟姉妹のうちどなたか1人だけであっても（上の子だけでも、下の子だけでも）内定が出るように設定することも可能です。

※25～26ページ参照

問12. 兄弟姉妹のうち1人が内定となり、もう1人は待機となりました。何か行う必要はありますか？

回答 内定となった児童の入園手続きに加え、下記2点をお願いします。

① 兄弟姉妹入所条件は、1人だけが内定となった場合において自動的に解除されます。そのため、待機になられた方は次月以降の入所選考で別園に内定となる可能性があります。別々の園でも構わない場合などは手続き不要ですが、同じ園のみをご希望の場合などは、別途、希望園の変更手続きが必要となります。

② 育児休業中の方は、兄弟姉妹のうち1人でも入園になると職場復帰が必須となります。そのため、待機となった児童の預け先を確保いただく必要があります（祖父母に預ける・認可外保育施設に預ける等）。困難な場合は、内定辞退も含めて検討いただくこととなります。

問１３．年度途中（５月入所～翌３月入所）での保育所申込を検討しています。申込締切日や選考基準日を教えてください。

回答 ５月～１２月入所選考の申込締切日は、前月１０日です（土日祝の場合は前開庁日）。

１月～３月入所選考の申込締切日は、４月入所選考との兼ね合いで、同日で統一しています。令和８年１月～３月入所選考については、１１月１０日としています。

※提出書類に不備があった場合、申込が完了とならない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込みいただきますようお願いいたします。

また、選考基準日（いつの状態で採点を行うのか？）は、５月～１２月入所選考及び１月～３月入所選考は申込締切日と同じです。（５月～１２月入所選考が前月１０日（土日祝の場合は前開庁日）で、令和８年１月～３月入所選考が１１月１０日です。）

問１４．４月入所選考の選考基準日を教えてください。

回答 ４月入所選考（１次選考）の基準日は申込締切日とは異なります。令和８年４月入所（１次選考）については、基準日を１２月４日に設定しています。これは、１１月に誕生されたお子さまや、１～３月選考にて内定されたお子さまの申込締切日を１２月４日とさせていただいているためです。なお、４月入所選考（２次選考）の基準日は、申込締切日と同じ２月１３日です。

問１５．４月２次選考における繰上内定とは何ですか？

回答 ４月２次選考の結果通知後、２次選考時にご希望されている保育施設に、内定辞退・在園児の退園などにより定員の欠員が生じた場合に、同保育施設の待機者を繰上内定とさせていただいております（３月下旬頃）。

待機証明書の申請受付・発行は、従来どおり、３月中旬に開始予定ですので、３月下旬の繰上内定の有無をお待ちいただく必要はございません。

詳細は、「２次選考結果通知書（待機者へ３月中旬頃に発送）」にてご案内いたします。

問１６．３月末に小規模保育施設を卒園する児童に加え、兄弟姉妹も入所申込をします。４月入所選考において、小規模保育施設を卒園する児童が優先枠選考で同一法人の完全連携先に入園することとなり、その兄弟姉妹が一般枠選考でその完全連携先の施設を申し込んだ場合、きょうだい加点はどうなりますか？

回答 R 8. ４月入所より、小規模保育施設等卒園児が優先枠選考にて同一法人の完全連携先を申込まれ、その兄弟姉妹が完全連携先を第１希望とされる場合に、「入所選考対象月時点で、兄弟姉妹が現在第１希望の保育施設に在籍している場合（＋３点）」の加点対象とします。

ただし、在籍の小規模保育施設等を第１希望とされる場合は加点の対象とはなりません。

問17. なぜ保育士等の資格所持者への加点があるのですか？

回答 保育士も、父・母として育児休業を取得しますが、子どもが保育施設に入園することで、職場である保育施設に復帰することが可能となり、その保育施設がより多くの児童を受入できるようになる・保育環境が整うなどにより、その他の利用者にとってもメリットとなり得るとの考えから加点を設けています。また、国より、待機児童解消対策として当加点制度について他市町村と協力するよう通知を受けていることから、他市町村の保育施設で勤務している保育士等についても加点対象としています。

※37ページ参照

《保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項【重要】》

1. 教育・保育給付認定を受けてから

【認定内容の変更、取消し等】認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず市（保育幼稚園事業課）までお申し出ください。（子ども・保護者の氏名、住所変更、保護者の転職・離職・妊娠・育児休業の取得など）

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがありますのでご注意ください。保育認定を取り消されると、保育施設・事業の利用ができなくなります。

また認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設・事業の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要がありますので、ご相談ください。

【認定の有効期間経過後の利用調整（選考）】認定後、利用調整（選考）を受けていただけますが、有効期間が経過（求職活動、出産、就学に基づき発行した場合など）するまでに再度認定を受けていただけない場合は、利用調整（選考）対象から外れてしまいますのでご注意ください。

なお、児童の年齢変更（3号認定〔満3歳未満〕から2号認定〔満3歳以上〕）に伴い認定が変更する場合は、保護者の特段の変更手続きなくして引き続き利用調整（選考）を受けていただくことが可能です。

2. 地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）を利用する際の留意事項

【卒園時の利用調整（選考）】地域型保育事業は、0～2歳を預かる事業ですので、2歳児クラスを卒園後、他園にあらためて利用調整（選考）を経た上で入園いただくことになります。その際、連携施設やそれ以外の施設を希望された場合、利用調整（選考）上優先加点されますが、必ずしも入園が保証されるわけではありせんので、利用をご希望される際には予めご留意ください。また、連携施設によっては（幼稚園など）、入園料等の費用が発生することがありますので、希望される事業者にお問い合わせください。

【地域型保育事業利用者の利用継続】地域型保育事業にて育児休業取得に伴って利用継続を希望する場合、利用継続が可能な期間は、①育児休業対象児童が1歳に達する日の属する月末、②2歳児クラスの年度末（卒園）のうち早く迎える期間まで（※）となります。

※地域型保育事業に同一法人の完全連携があり、卒園時にその連携施設を希望する場合はこの限りではありません。

3. 公立施設のご利用を検討される場合の留意事項

公立施設については、「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」のもと、整理・集約及び認定こども園化並びに民間の積極的活用により認定こども園化を進めていく予定です。詳細は[3～4ページ](#)をご確認いただくとともに、公立施設を検討される場合は、予めご了承の上、ご希望ください。

4. 認可外保育施設が認可保育施設・事業を目指している場合の留意事項

認可外保育施設が認可保育施設・事業になる場合、現在在園されている方も市の利用調整（選考）を経た上でなければ再度利用することはできません。なお、再度同じ施設・事業をご希望される場合は、優先加点制度があります。

5. 個人情報の取り扱い方法について

【個人情報の利用】高槻市保育の利用選考、保育料（利用者負担）決定、保育料・給食費の徴収、スポーツ振興保険の加入・利用子どもの状況確認等の保育の利用に係る情報として、本課が貴方及び貴方の世帯員の課税状況、生活保護、障がいの程度、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療証、高等技能訓練促進費等の受給状況等を確認します。

【共同利用】前述の情報に関して、本市関係所管課等（保育幼稚園事業課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園指導課、子育て支援課、子ども保健課（子ども保健センター）、高槻市教育委員会、入所（予定）保育所等）が共同利用します。

6. 保育の利用選考に関する取り扱いについて

【選考方法】利用調整（選考）は、提出された申込書類及びその実態調査に基づき、各月の入所枠に応じて、保育の必要度合いの高い児童から内定となります。なお、選考は、施設・事業別・年齢別に実施しますので、定員に余裕のない場合は利用できません。

【実態調査】保育の必要性の認定事由及び状況審査における実態調査（事業主への確認等）において虚偽の申立が判明したり、就労等の実態が確認できない場合は、点数の変更・保育認定の取消しがなされることがあります。

【定員】保育士体制等により入所人数が定員より下回る場合があります。

【クラス間での受入数調整】小規模保育事業・事業所内保育事業所について、定員に空きがあるクラス（学年）に申し込みがなく、定員に空きのない他クラス（学年）に申し込みがある場合、他クラス（学年）の申込児童を内定とする場合があります。

【入所日】保育施設・事業の入所日は原則1日となります。育児休業等から復職される場合は、入所月の月末までに復帰が必要です。入所月の月末までに復帰ができない場合、内定が取消となる場合があります。
※産前産後休暇明けの場合は、入所日は生後57日目になります。

【希望園及び入所希望月等の変更】希望園及び入所希望月等の変更は口頭では受け付けていません。希望を変更される場合は必ず締め切りまでに「保育の利用申込内容変更申請書」を提出してください。

【育児のための短時間勤務制度の利用】育児休業から復職後、育児のための短時間勤務制度を利用される場合、認められる勤務時間の下限は、1週間あたり30時間（週5日で1日8時間勤務の場合、1日あたり最大2時間の短縮まで）とします。それを下回る場合、短縮後の勤務時間で再度利用調整を行い、場合によっては内定取消の対象となりますのでご注意ください。

【内定取消】選考時点と利用時点で保育の事由の変更や就労時間の減少・就労先の変更（就労予定）等に伴い、点数に差異が生じた場合には、内定取り消しになることがありますので、状況に変更がある場合は、必ずご連絡ください。
また、育児休業後の職場復帰ができない場合や他市町村からの転入者で入所日までに本市への転入ができない場合も同様に、内定取り消しとなります。特に翌年度4月1次選考の申込については、提出書類の締切と入所日に4ヶ月以上の隔たりがありますので、十分ご注意ください。

（例）選考時「就労」⇒入所時「産前産後」、選考時「就労」⇒入所時「就労予定」（就労先の変更）

【内定辞退】選考において希望した施設・事業に利用可となったが、その内定を辞退した場合、以降の選考において減点対象となります（当該年度中に限る）。合わせて、保育の利用選考基準の調整加点「待機1年単位（求職活動期間・育児休業期間除く）」がリセットされ、再度施設・事業に申込をした場合、待機起算日は再申込月からとなります。ただし、4月1次選考での内定を辞退し、2次選考から再選考を希望する場合は待機起算日は翌月（5月）からとなります。

【育児中の特例】育児休業取得中は、原則、選考（転所含む）及び広域入所の依頼をかけることができません。ただし、保育所入所次第復帰する場合の入所選考はこの限りではありません。

【保育の利用選考（継続）に関する取り扱い】保育の利用（継続）できる基準[就労（被雇用者）、自営、出産、病気障がい、同居人の看護・介護、母子通園、就学、求職活動]を組み合わせることはできません。ただし、同基準の中での組み合わせや特に密接な関連性が認められる場合はこの限りではありません。

また、給付認定（保育認定）の有効期限切れの場合には、保育の利用選考上、保育の必要性が確認できないため、選考にかかりません、同有効期間経過後、再度保育の利用をご希望される方は、必ず保育認定を再度受けてください。

【所得の申告】父母の所得について、申告が無く、市民税課税証明資料の提出がない場合、保育の利用選考上、所得加点の対象外となる他、同点の際の優先順位において不利になる場合があります。また、利用希望月が1月から8月までの間は前年1月1日時点、9月から12月までの間は当該年の1月1日に本市に住民票がなく、市民税課税証明資料の提出がない場合も同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

7. 保育料（利用者負担）に関する取り扱いについて

【保育料最高ランク】父母及び家計の主宰者の保育料算定基礎資料（市・府民税課税証明書等）の提出が必要な方で期限までに提出がない場合には、最高ランクの保育料設定がなされますのでご注意ください。

【翌月反映・月額連動】保育料決定後に月額の変更があり、その月額の変更がわかる書類の提出をなされた場合、保育料への反映は、提出の翌月分からとなりますので、お早めにご提出ください。

【口座振替】公立施設の保育料（給食費）及び民間保育所の保育料のお支払いは、口座振替でお願いいたします。

【滞納処分】保育料の未納が理由なく続きますと滞納処分（給与・不動産・預金債権等の差押）を実施します。

【実費徴収】3～5歳児クラスのお子様は、給食費（主食費、副食費）が保護者負担となります。公立施設1号の場合、主食費は月700円、副食費は月2,300円を徴収します。公立施設2号の場合、主食費は月1,300円、副食費は月4,500円を徴収します。

【保育料減免・減額】生計を主として維持する者（※）について、会社都合の失業・自営業の休廃止・心身に重大な損害・死亡等が生じ、世帯収入が著しく減少し、利用者負担額（保育料等）の納付が困難になった際に、認可保育施設及び高槻認定こども園分室（年度利用保育・送迎利用保育）の保育料等を減免・減額できる場合があります。（上記が発生した際に、父母等（家計の主宰者含む）全員の直近3ヶ月の平均月収合計額と、利用者負担額算定の基礎となる年度の平均月収（年収を12で除した額）の合計額を比較し、前者が後者の3分の1以下と認められる場合に全額免除。2分の1以下と認められる場合に半額減額。）

火災、地震等の災害により利用者負担額（保育料等）の納付が困難になった際に、認可保育施設・高槻認定こども園分室（年度利用保育・送迎利用保育）の保育料等が減免できる場合があります。（居住する家屋が全壊・全焼したと認められる場合に全額免除。半壊・半焼したと認められる場合に半額減額。）

申請に必要な提出書類など、詳細については、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

※生計を主として維持する者とは、利用者負担額算定の基礎となる年度の所得金額が、父母等（家計の主宰者含む）の中で最も高い者のことです（例：令和7年4月～8月：令和6年度所得金額、令和7年9月～令和8年3月：令和7年度の所得金額）。

8. その他

【状況の変更】申込受付・入所（内定）後に次の事由が生じた場合には、必ずご連絡ください。

※保護者の仕事及び保育の必要な理由・状況（勤務先等）の変更があったとき又は保育の必要がなくなったとき

※同居の家族構成や住所に変更があったとき

※上記以外に特別な事情が生じたとき

【取下げ】保育の利用申し込みを取り下げられる場合は、「保育の利用申込内容変更申請書」を提出してください。

【特定負担額（上乗せ額）の徴収】施設によって、別途保育料以外の費用がかかることがありますので、申し込みにあたり事前にご確認ください。

【保育施設の見学】大切なお子さんを預ける保育施設・事業を決める際には、事前に保育施設・事業を見学し、保育内容等の運営方針について、所長（園長）等に確認されることをお勧めします。特に私立施設・事業は各々保育方針が異なり、保育料以外に実費（制服や延長保育料、公民ともに3歳児以上は給食費等）を徴収しております。また、アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度に関わらず各園にお問い合わせください。アレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食を可能な範囲で行っていますが、対応ができないこともあります。

【健康状態】保育を実施するにあたりお子様の健康状態等で確認すべき内容がある場合、医師からの意見書の提出をお願いする場合があります。

【認可外保育施設】認可外保育施設を希望する場合は施設に直接お問い合わせください。市と協定を結んでいる施設は以下のとおりです。その他の認可外保育施設については、高槻市教育・保育施設ご利用の手引き及び市ホームページをご確認ください。

〈市と協定を結んでいる認可外保育施設〉

種別	施設名	定員	所在地	電話番号	主な受入対象児童
企業 主導 型	みどりわかば保育園	4（※）	名神町17-2	683-8222	病児・病後児保育受入対象児童
	高槻さくら保育園	33	下田部町2-76-3	648-4804	57日目～2歳児
	つきの保育園	50	東五百住町3-16-19	690-7811	1歳児～5歳児

※病児3名と病後児3名。従業員の利用が優先となりますので利用できないこともあります。施設に直接ご確認ください。

【一時預かり事業】民間保育施設において、一時預かり事業を実施している施設があります。一時預かり事業を実施している施設については「施設・事業一覧（29～30ページ）」をご覧ください。施設により受け入れ条件・実施時間・金額が異なりますので、詳細・申込は直接各施設にお問い合わせください。

高槻市ホームページ保育幼稚園関連QRコード&検索ID集

高槻市
マスコットキャラクター
はにたん



高槻市ホームページにおける保育幼稚園関連ページのQRコードを掲載しますので、ご活用ください。
高槻市ホームページでは、検索ページでIDを入力すると該当ページにジャンプする機能がございます。
各QRコード下部に検索IDも記載しますので、こちらもご活用くださいませ。

オンライン相談窓口のお知らせ

ご来庁いただかなくても保育所入所申込等のご相談いただけるよう、オンライン相談窓口を開設しています。スマートフォン等を活用し、相手の顔を見ながら、窓口相談と変わらない状態で利用相談をしていただけます。

(本窓口では、利用相談のみがご利用いただけます。申請手続きの際は、別途書類の提出が必要になります。)



【ID: 5334】

来庁相談窓口予約のお知らせ

保育所等の入所に関するご相談や書類提出について、市役所窓口（総合センター7階、保育幼稚園事業課）の予約が市ホームページから可能です。予約無しでも来庁相談等は可能ですが、待ち時間短縮のため予約をお勧めします。

ご予約は、右記QRコードからお願いします。(※正午頃から午後1時の間は窓口業務を縮小しています。)



【ID: 5303】

令和8年4月入所選考の相談窓口予約画面へのQRコード ※2次選考申込画面は別ページになります

【オンライン個別相談】
(R7.9.16~10.10)



【来庁個別相談】
(R7.9.11~10.10)



【来庁申込】
(R7.10.14~11.10)



9月11日~11月10日は
完全予約制です
※9月3日から予約開始
【ID: すべて 70023】

様式集（提出書類）のホームページ掲載場所のお知らせ

市ホームページに、新規申込や転園、教育・保育給付認定、施設等利用給付（無償化）関連など、各種手続きに必要な様式等を掲載しています。

※全ての必要書類を掲載しているわけではありません。世帯により追加の書類提出を必要とする場合がありますので、本冊子（ご利用の手引き）12~15ページを確認いただいたり、保育幼稚園事業課窓口までお問い合わせいただきますようお願いいたします。



【ID: 5321】

保育施設等からの情報提供資料のお知らせ

認可保育施設からいただいた施設情報（保育方針・保育料以外の実費（制服代・教材費・給食費・延長保育料など）・一日のスケジュールなど）をホームページへ掲載しています。QRコードからご確認ください。

園マップ（施設地図）



【ID: 5310】

公立保育所



【ID: 5304】

公立認定こども園



【ID: 5306】

民間保育園



【ID: 5305】

民間認定こども園



【ID: 5307】

小規模



【ID: 5308】

事業所内



【ID: 5309】

私立幼稚園&
民間認可園1号



【ID: 94451】

その他ページのお知らせ

上記の他にも本市ホームページには様々な情報が掲載されています。その一例を下記にお知らせします。

ご利用の手引き
(当冊子)



【ID: 5300】

公立幼稚園・認定こども園（1号）
〈R8.4月入園分〉 〈随時募集分〉



【ID: 5332】



【ID: 109187】

民間保育園での
一時預かり事業



【ID: 5314】

公立給食献立表
給食レシピ集



【ID: 18979】

はにたん子育て
応援アプリ



【ID: 131870】